

女性の活躍・多様な生き方と経済的自立

～地方からの女性の流出の現状と正規転換の効果～

女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム（第8回）

2024年11月29日
内閣府政策統括官（経済財政分析担当）

1. 地方からの女性の流出の現状

2. データでみる家族の姿の変化

3. 非正規雇用からの正規転換

1. 地方からの女性の流出の現状

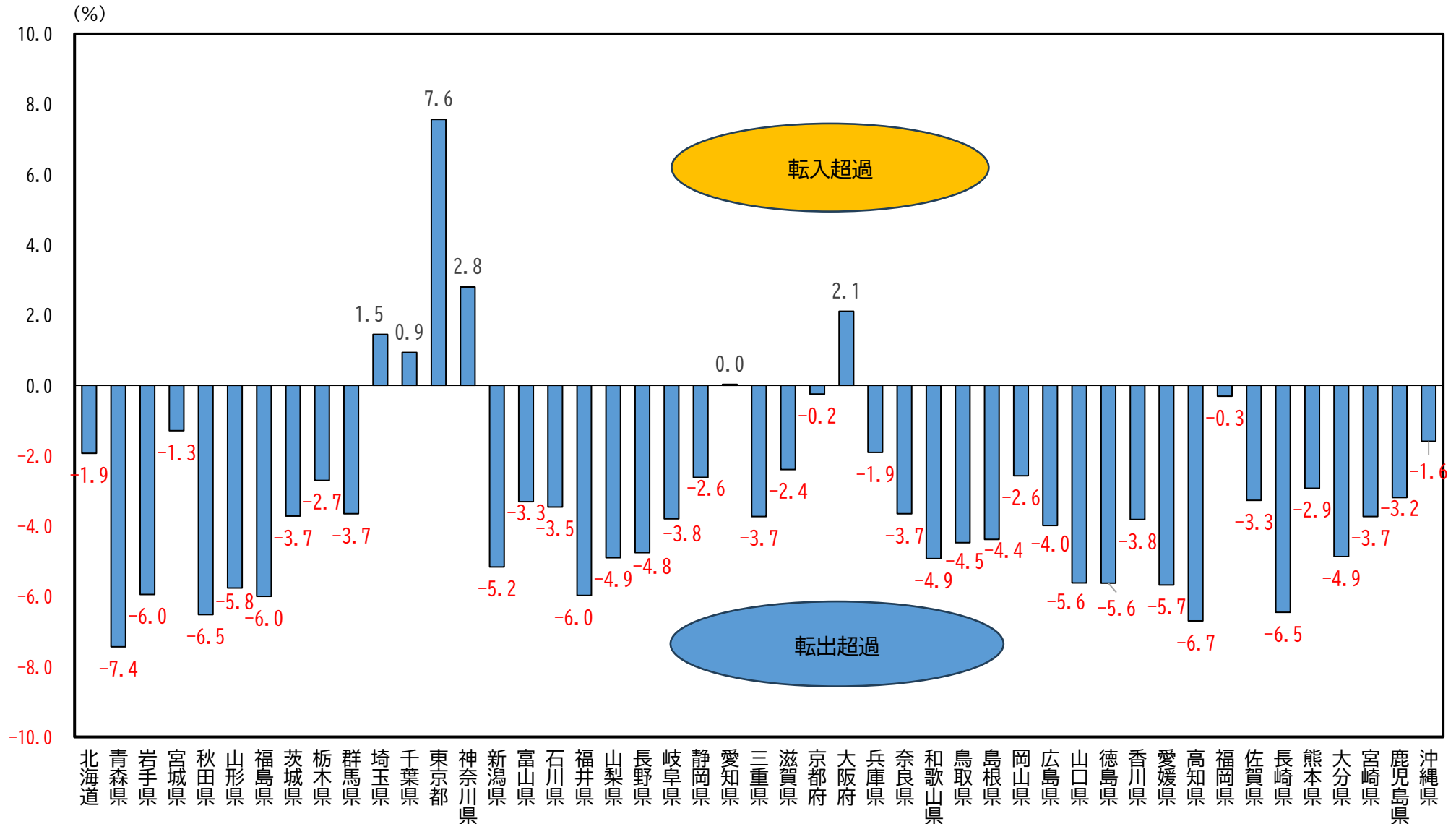
2. データでみる家族の姿の変化

3. 非正規雇用からの正規転換

20～24歳女性の転入超過割合（都道府県別）

➤ 20～24歳女性の都道府県別の転出入の状況をみると、大都市圏を除き、多くの道府県で転出超過となっている。

20～24歳女性人口における転入超過数の割合（2023年）

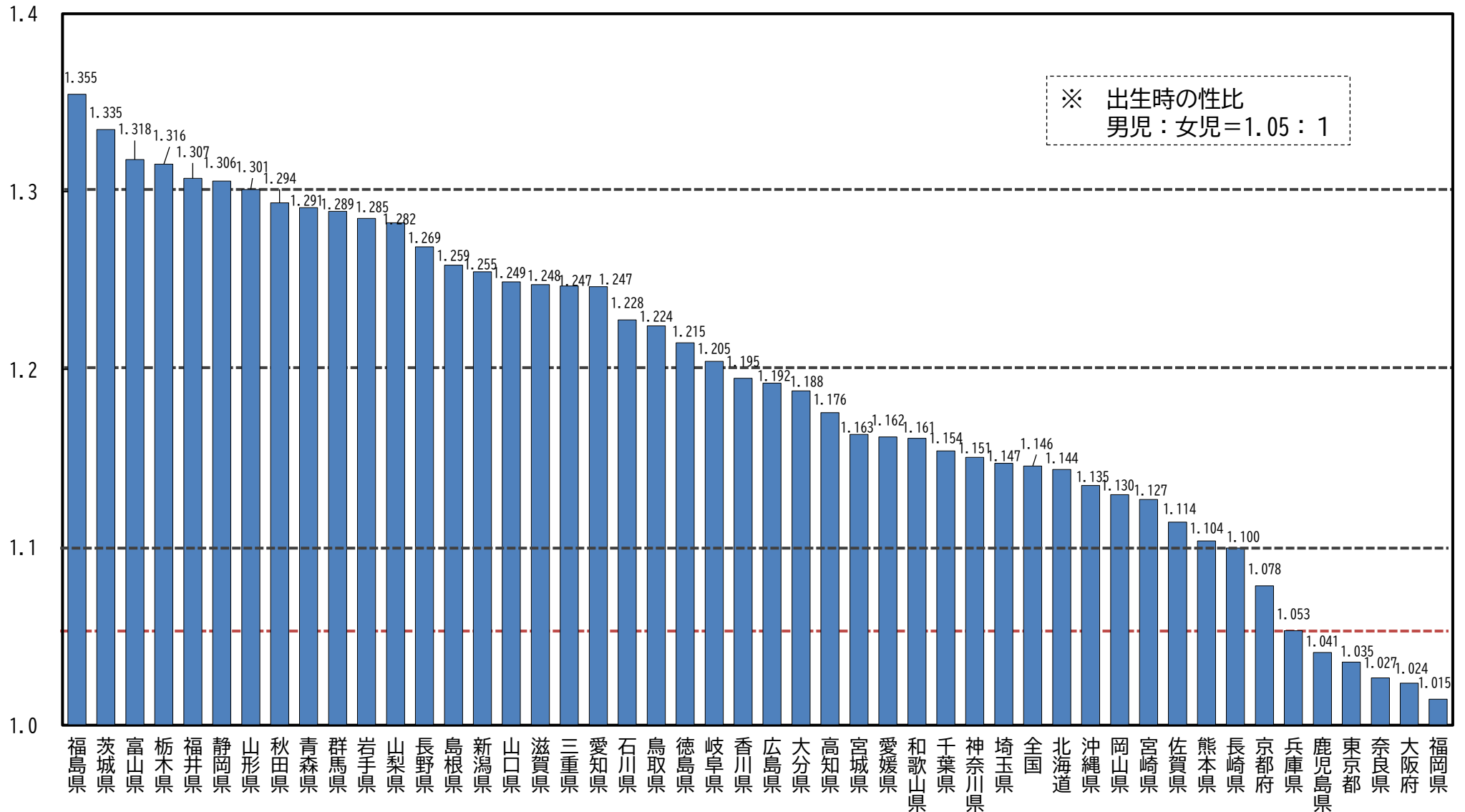


（備考）総務省「住民基本台帳人口移動報告」「人口推計」により作成。各都道府県について、分母は「人口推計」における20～24歳女性人口、分子は「住民基本台帳人口移動報告」における20～24歳女性転入超過数。

20～34歳未婚者の男女比（都道府県別）

➤ 若年女性が大都市に流出した結果、一部地域で未婚者の男女比の不均衡が存在。（※1.2を上回る県は23県、1.3を上回る県は7県。）

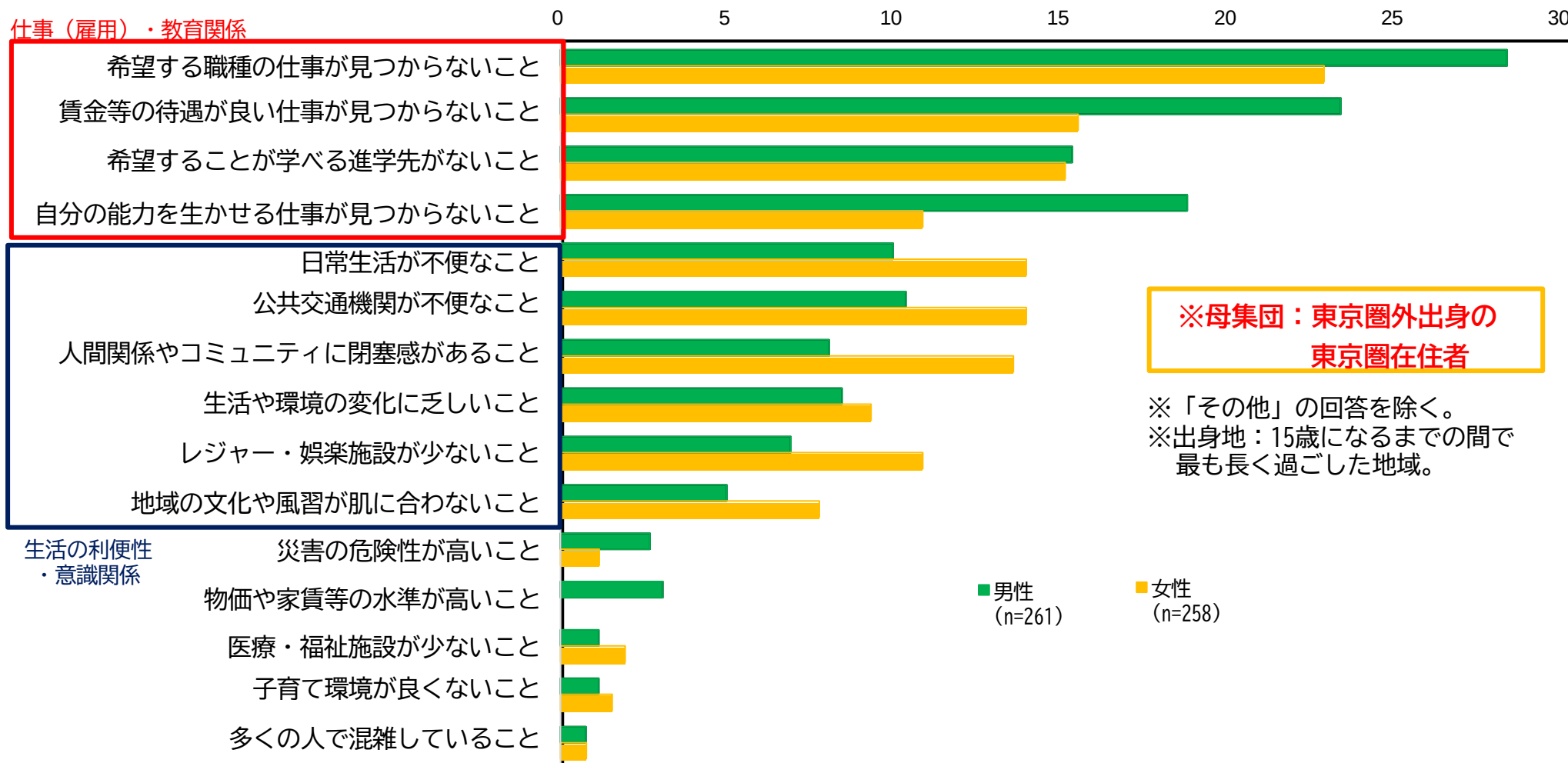
20～34歳未婚者の男女比（女性1に対する男性の数）（2020年）



転出した理由

- 東京圏への転出の理由をみると、進学・仕事やを理由に挙げた回答が多い。
- 女性は、進学・仕事に加えて、男性に比べて、生活の利便性や、人間関係やコミュニティの閉塞感などを転出の理由に挙げた回答が多い。

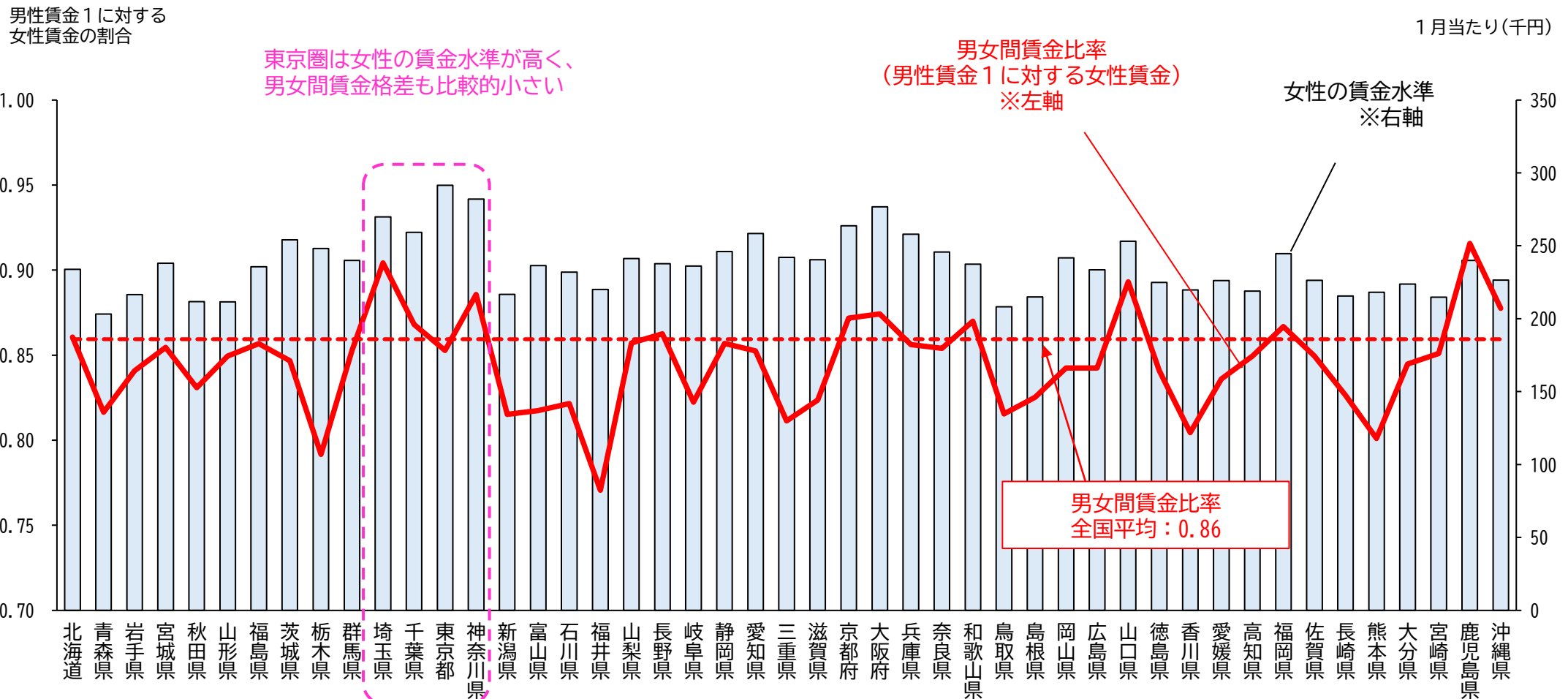
Q あなたが地元に残らずに移住することを選択した背景となった事情として、あなたの地元にあてはまるものを全てお選びください。



男女間賃金格差と女性の所定内給与の地域差（地域別）

- 都道府県ごとの男女間賃金格差をみると、東京圏は女性の賃金水準が高く賃金格差が比較的小さいものの、多くの道府県では依然として格差が大きい。

男女間賃金格差と女性の所定内給与の地域差（2023年）
（30～34歳、一般労働者（フルタイム））



(備考) 厚生労働省「令和5年賃金構造基本調査」により作成。

都道府県ごとの最低賃金と平均募集賃金

➤ 令和6年度の最低賃金引上げは全国平均5.08%となった。ビッグデータを見ると、最低賃金が施行された10月前後に、パートタイム労働者の募集賃金（時給）は約2～3%増加。

令和6年度都道府県別最低賃金の改定及びパート・アルバイトの平均募集賃金（ビッグデータ）の状況

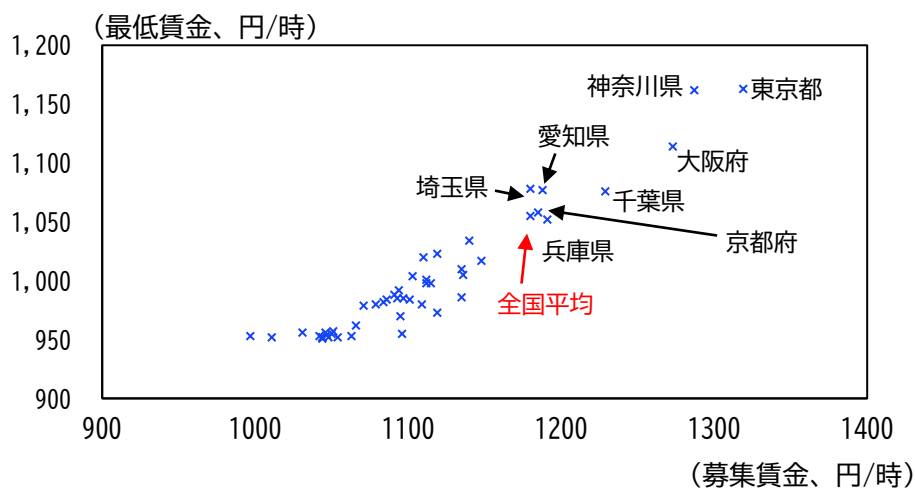
	最低賃金			パート・アルバイト募集賃金	
	引上げ後 金額	引上げ額（率）	発効日	金額（11/4）	上昇率 （8/26→11/4）
全国	1,055円	51円（5.08%）	-	1,180円	2.43%
北海道	1,010円	50円（5.21%）	10/1	1,135円	3.46%
青森県	953円	55円（6.12%）	10/5	997円	3.10%
岩手県	952円	59円（6.61%）	10/27	1,048円	3.35%
宮城県	973円	50円（5.42%）	10/1	1,119円	2.94%
秋田県	951円	54円（6.02%）	10/1	1,044円	2.35%
山形県	955円	55円（6.11%）	10/19	1,050円	3.04%
福島県	955円	55円（6.01%）	10/5	1,096円	2.91%
茨城県	1,005円	52円（5.46%）	10/1	1,136円	3.37%
栃木県	1,004円	50円（5.24%）	10/1	1,103円	3.28%
群馬県	985円	50円（5.35%）	10/4	1,093円	2.34%
埼玉県	1,078円	50円（4.86%）	10/1	1,180円	1.81%
千葉県	1,076円	50円（4.87%）	10/1	1,229円	1.82%
東京都	1,163円	50円（4.49%）	10/1	1,319円	1.70%
神奈川	1,162円	50円（4.49%）	10/1	1,287円	2.39%
新潟県	985円	54円（5.80%）	10/1	1,097円	3.30%
富山県	998円	50円（5.27%）	10/1	1,115円	3.53%
石川県	984円	51円（5.46%）	10/5	1,086円	3.43%
福井県	984円	53円（5.69%）	10/5	1,101円	2.42%
山梨県	988円	50円（5.33%）	10/1	1,091円	2.92%
長野県	998円	50円（5.27%）	10/1	1,112円	2.87%
岐阜県	1,001円	51円（5.37%）	10/1	1,112円	3.25%
静岡県	1,034円	50円（5.08%）	10/1	1,140円	3.07%
愛知県	1,077円	50円（4.87%）	10/1	1,188円	2.41%
三重県	1,023円	50円（5.14%）	10/1	1119円	2.38%
滋賀県	1,017円	50円（5.17%）	10/1	1148円	2.96%
京都府	1,058円	50円（4.96%）	10/1	1185円	2.60%
大阪府	1,114円	50円（4.70%）	10/1	1273円	2.17%
兵庫県	1,052円	51円（5.10%）	10/1	1191円	2.06%
奈良県	986円	50円（5.34%）	10/1	1135円	2.44%
和歌山県	980円	51円（5.49%）	10/1	1109円	2.69%
鳥取県	957円	57円（6.33%）	10/5	1051円	2.94%
島根県	962円	58円（6.42%）	10/12	1066円	3.19%
岡山県	982円	50円（5.36%）	10/2	1084円	1.98%
広島県	1,020円	50円（5.15%）	10/1	1110円	2.78%
山口県	979円	51円（5.50%）	10/1	1071円	3.48%
徳島県	980円	84円（9.38%）	11/1	1079円	3.85%
香川県	970円	52円（5.66%）	10/2	1095円	2.91%
愛媛県	956円	59円（6.58%）	10/13	1046円	3.26%
高知県	952円	55円（6.13%）	10/9	1054円	3.23%
福岡県	992円	51円（5.42%）	10/5	1094円	1.77%
佐賀県	956円	56円（6.22%）	10/17	1031円	1.78%
長崎県	953円	55円（6.12%）	10/12	1063円	3.30%
熊本県	952円	54円（6.01%）	10/5	1044円	2.35%
大分県	954円	55円（6.12%）	10/5	1047円	2.25%
宮崎県	952円	55円（6.13%）	10/5	1011円	2.54%
鹿児島県	953円	56円（6.24%）	10/5	1042円	3.27%
沖縄県	952円	56円（6.25%）	10/9	1044円	2.96%

（備考）厚生労働省、各都道府県労働局公表資料及び株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により作成。HRog賃金Nowは、株式会社ナウキャストが作成している、求人広告サイトに掲載されている募集賃金を、抽出・集計したビッグデータ。毎週月曜日に2週間前のデータが利用可能となる。

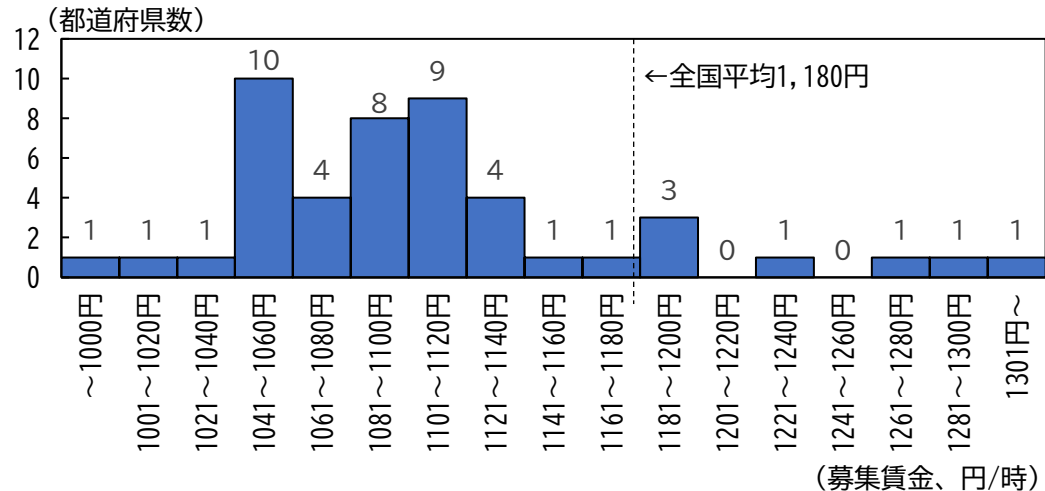
都道府県ごとの平均募集賃金の分布(マクロ経済の動向)

- 最低賃金と平均募集賃金は正の相関関係がみられるが、平均募集賃金の分布をみると全国平均を上回る都道府県は8都府県のみ（1図、2図）。
- 募集賃金は、正社員、パート・アルバイトともに着実に増加しているものの、分布をみると大半の道県が全国平均を下回っており、地域間格差がある（3図、4図）。

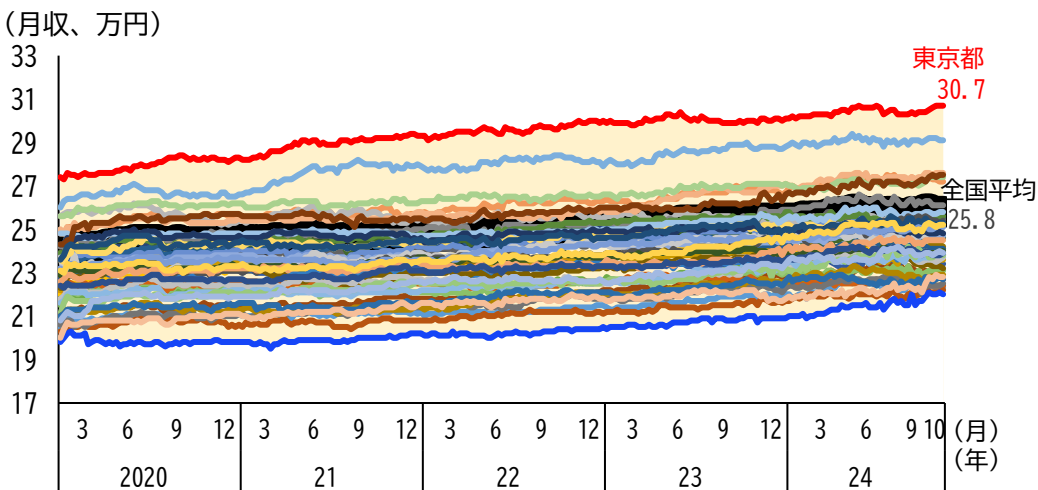
1図 最低賃金と都道府県別パート・アルバイトの平均募集賃金



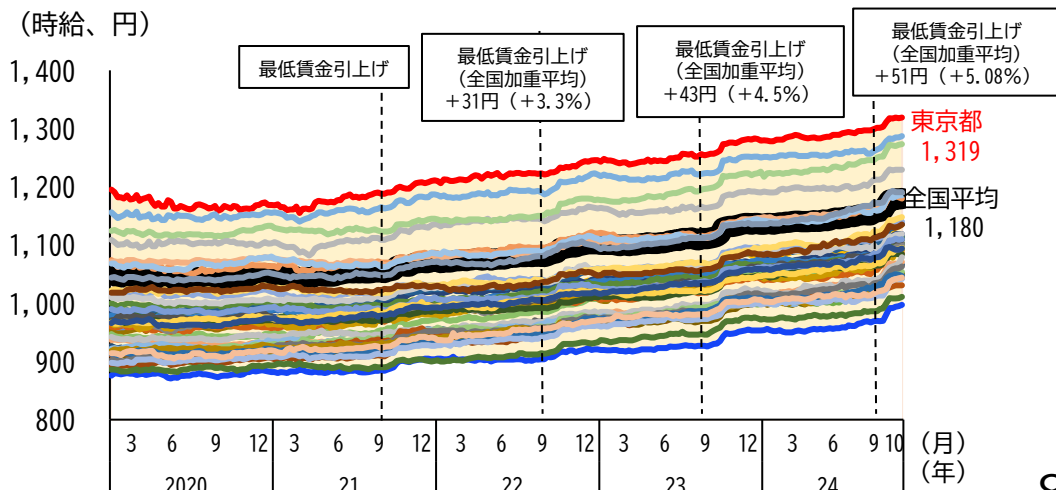
2図 都道府県別パート・アルバイトの平均募集賃金の分布



3図 都道府県別正社員の募集賃金の推移



4図 都道府県別パート・アルバイトの募集賃金の推移



(備考) 厚生労働省、各都道府県労働局公表資料及び株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により作成。HRog賃金Nowは、株式会社ナウキャストが作成している、求人広告サイトに掲載されている募集賃金を、抽出・集計したビッグデータ。毎週月曜日に2週間前のデータが利用可能となる。平均募集賃金は、いずれも、11月4日時点。最低賃金は、令和6年度改定反映後の金額。

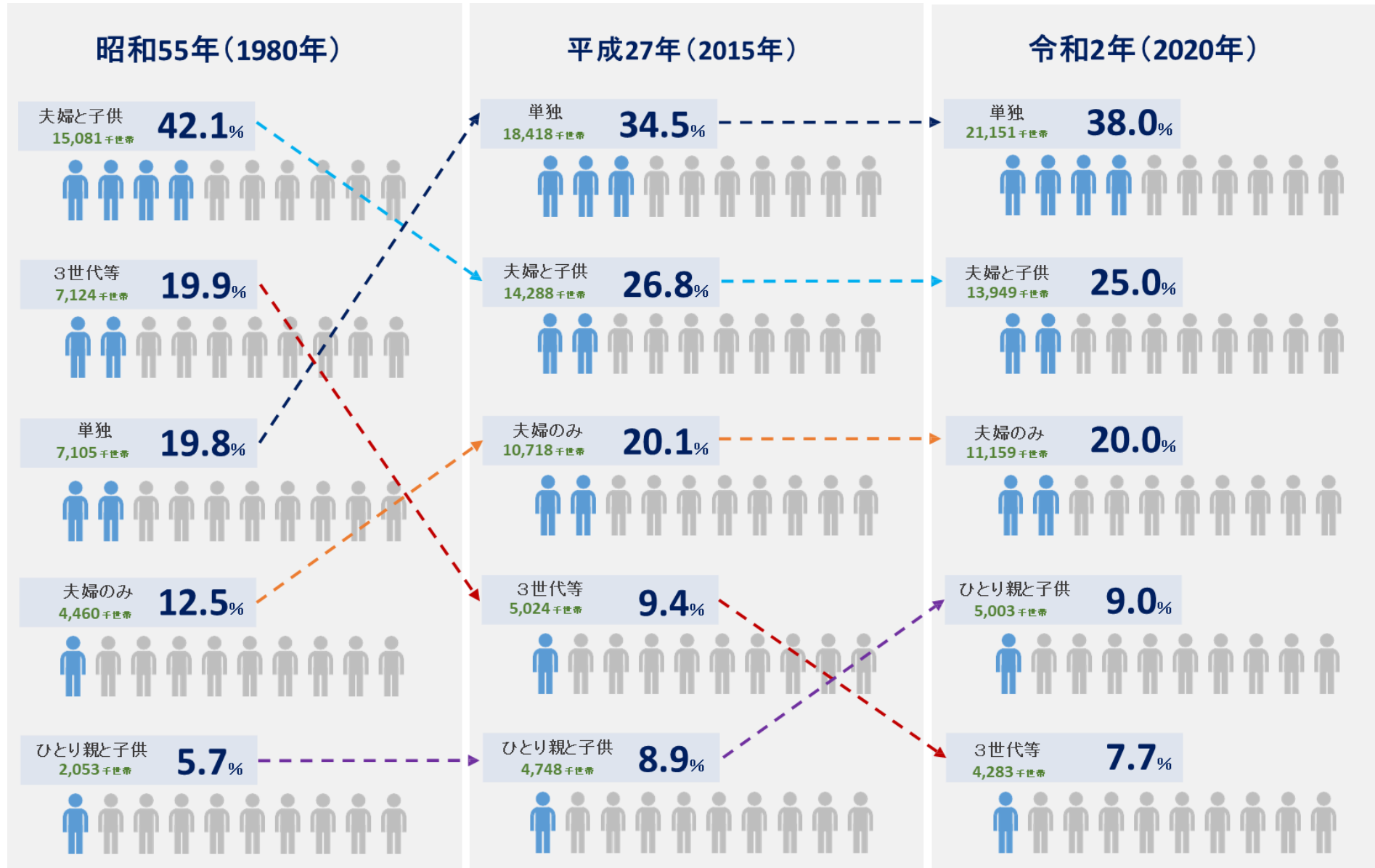
1. 地方からの女性の流出の現状

2. データでみる家族の姿の変化

3. 非正規雇用からの正規転換

家族の姿の変化

- 1980年から2020年までの世帯構成をみると、全体の4割強を占め、最も数が多かった「夫婦と子供」世帯が2割半ばへ低下する一方、「単身世帯」が2割弱から4割弱へ上昇し最多となるなど、昭和から平成、令和にかけて家族の姿は大きく変化。

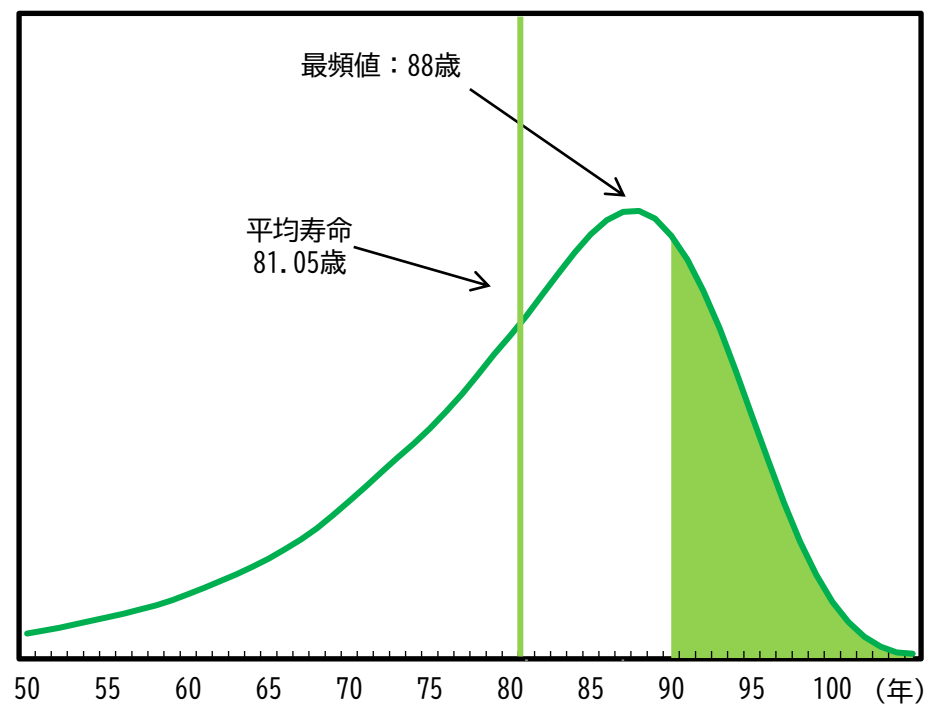


長寿化の進展

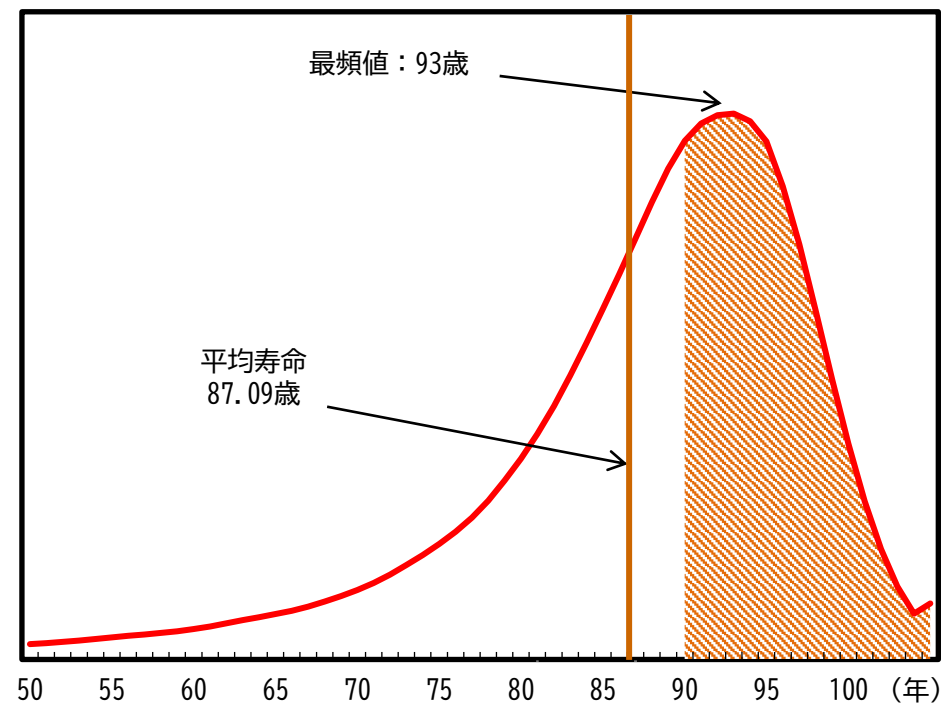
- 日本では長寿化が進展しており、平均寿命は男性が81歳、女性が87歳となっている。また、亡くなる年齢で最も多いのは、男性は88歳、女性は93歳となっている。女性の約半数は90歳以上まで生きる。

年齢別死亡数の分布

①男性



②女性

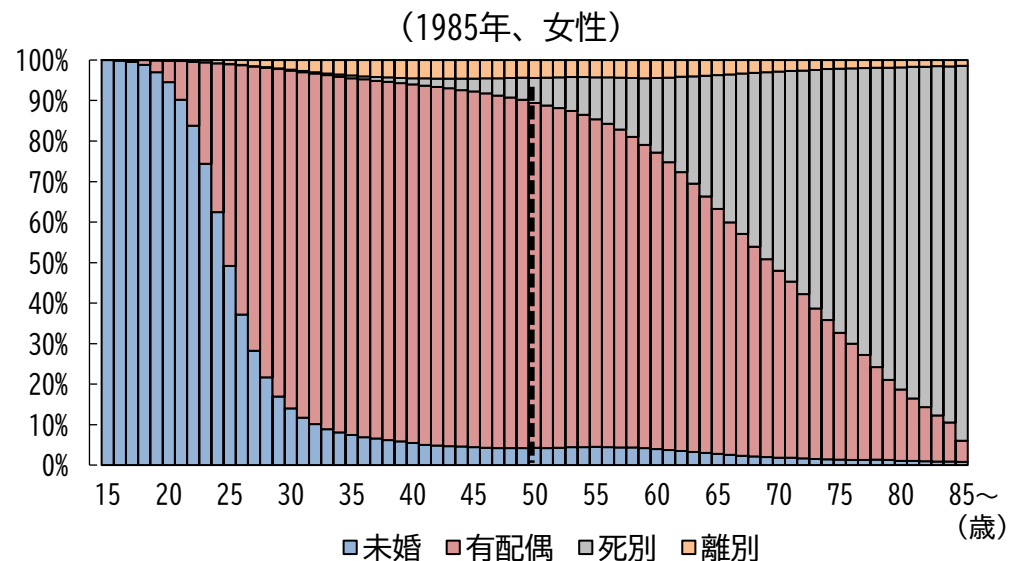
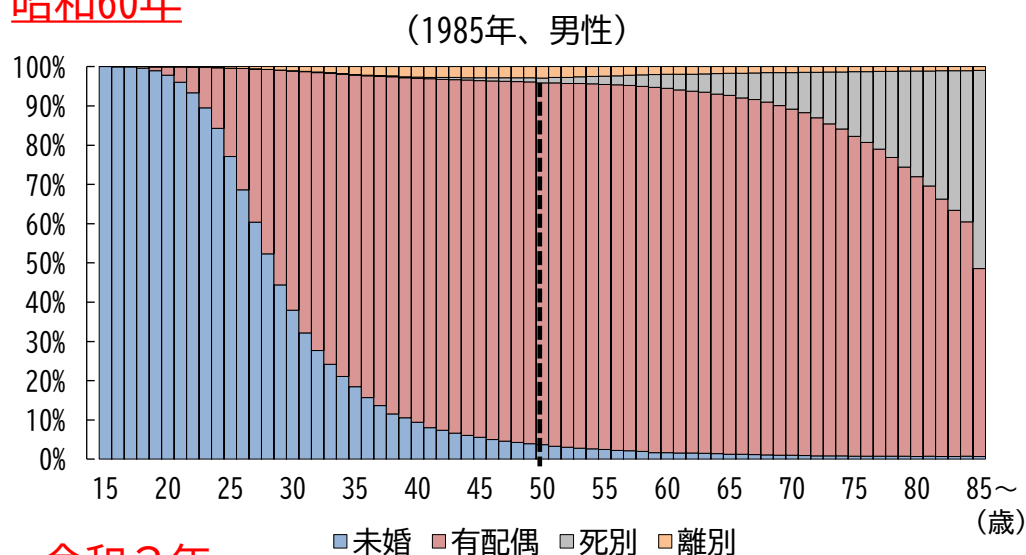


(備考) 厚生労働省「令和4年簡易生命表」により作成。

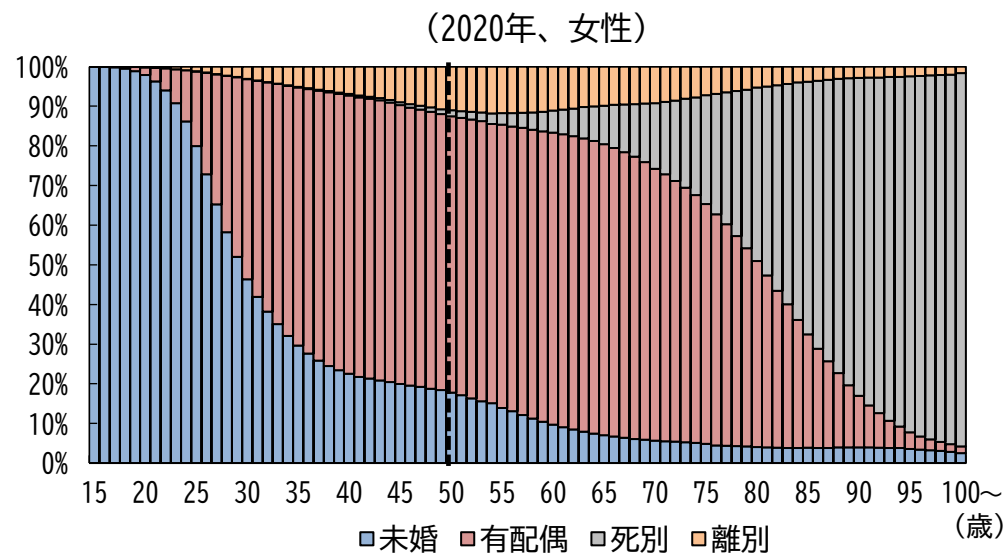
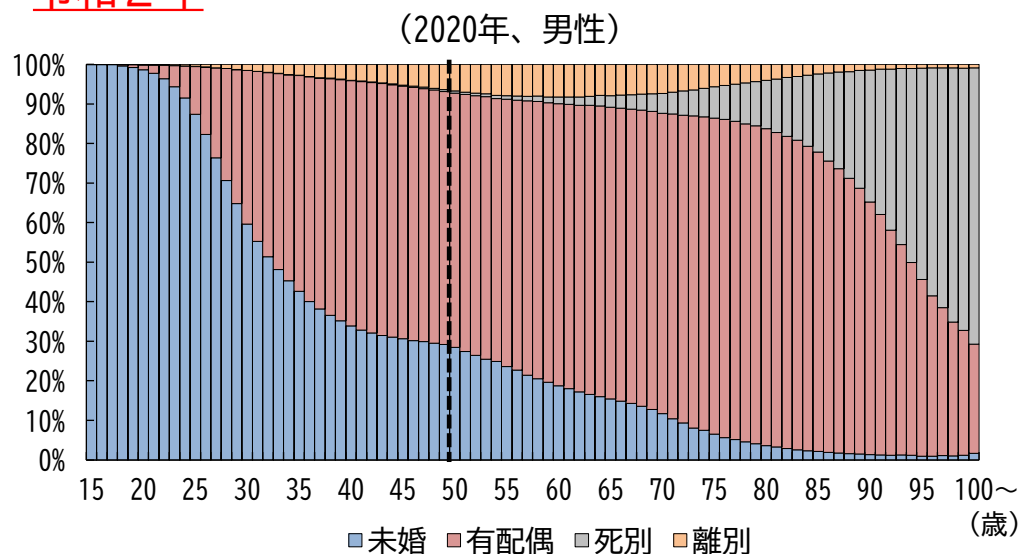
単身者の増加

- 1985年と比べると、2020年は、男女共に「未婚」と「離別」の割合が増加している。
- 50歳時点の未婚割合は、男性が3.7%から28.4%へ、女性は4.3%から17.8%へ、それぞれ増加。

昭和60年



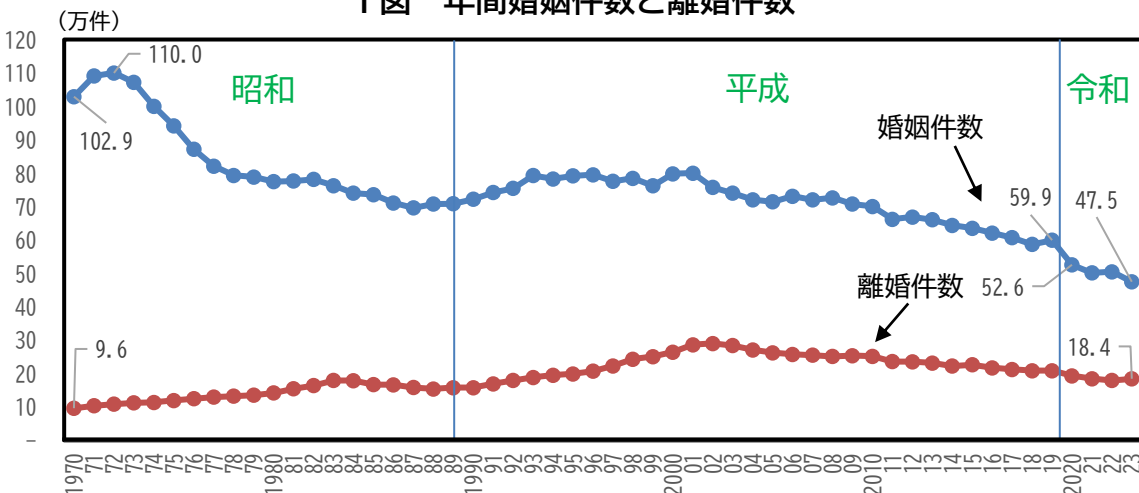
令和2年



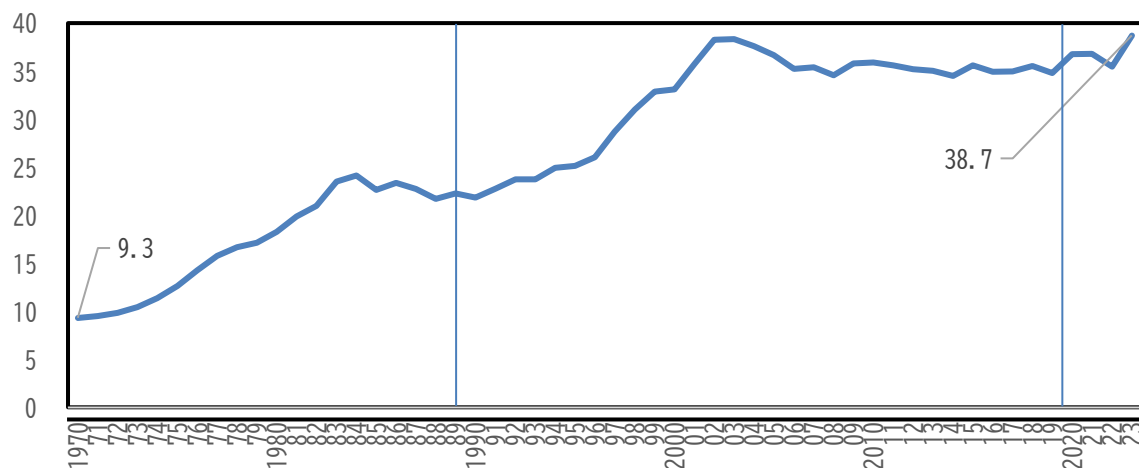
婚姻と離婚

- 2023年の婚姻件数は47万件、離婚件数は18万件となっている（1図）。直近20年間は、離婚件数は、婚姻件数のおおむね3分の1で推移している（2図）。
- 婚姻件数に占める再婚の割合についてみると、最近10年程度、再婚の割合が2割弱（3図）、再婚カップル（夫婦のいずれかが再婚又は両方が再婚）は、婚姻全体の4分の1となっている（4図）。

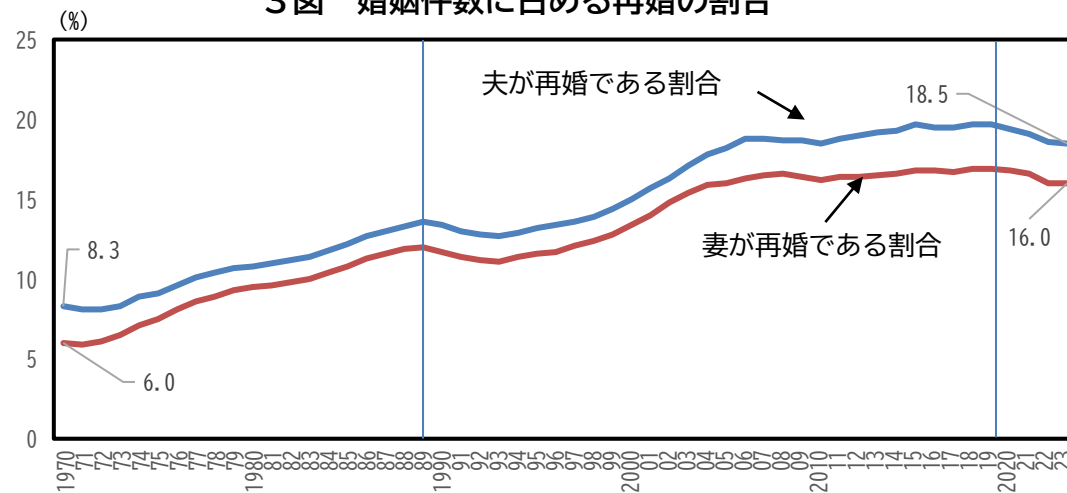
1図 年間婚姻件数と離婚件数



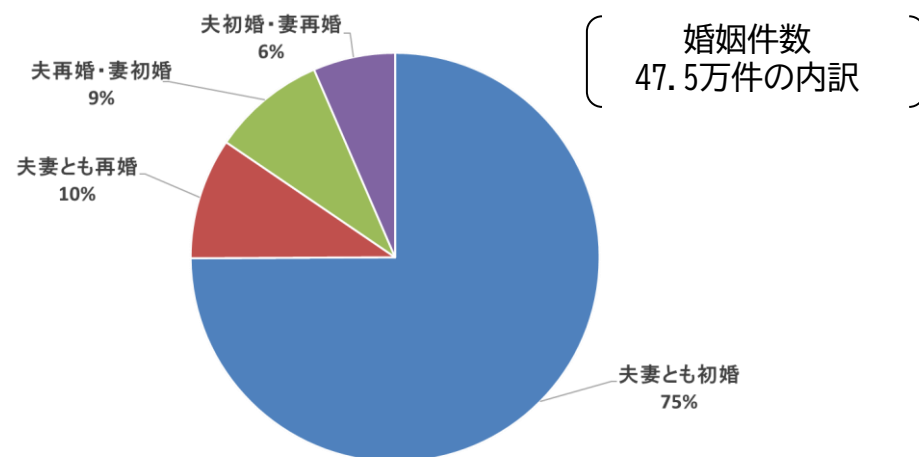
2図 結婚・離婚比率
(婚姻件数100に対する離婚件数)



3図 婚姻件数に占める再婚の割合



4図 初婚・再婚別の割合 (2023年)



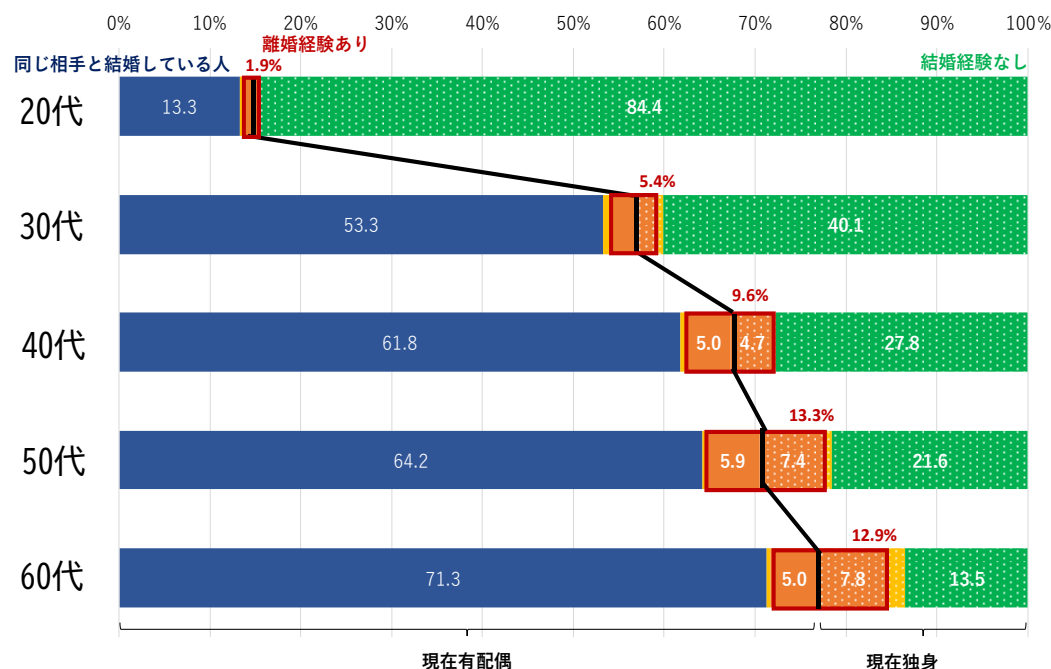
(備考) 1図～4図は、厚生労働省「人口動態統計」により作成。

離婚経験と現在の配偶関係

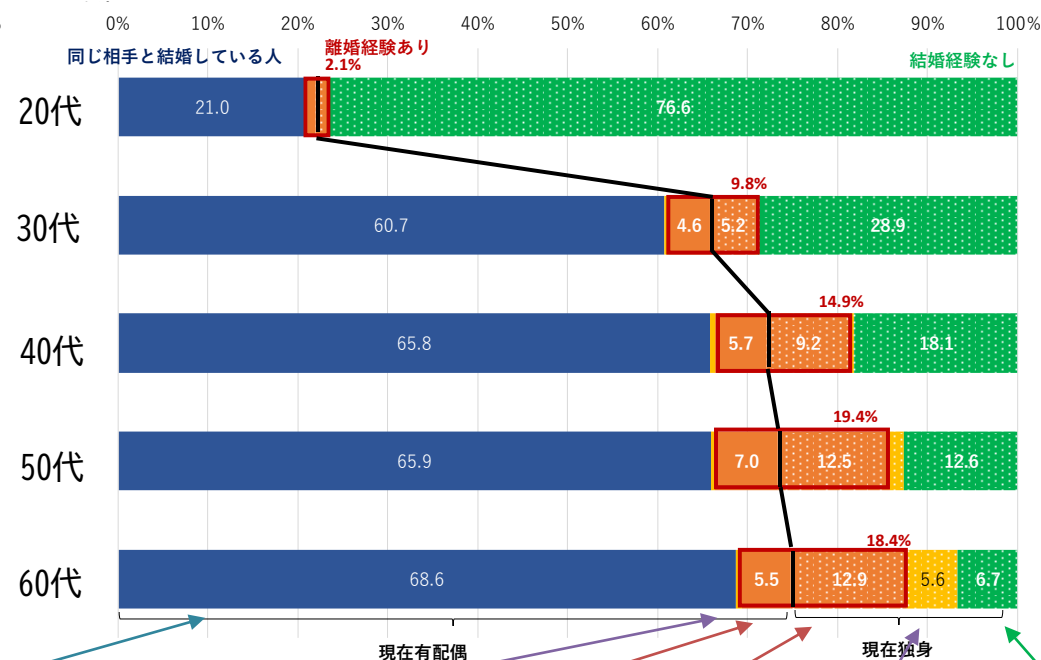
- 過去の離婚経験についてみると、50代女性は19.4%、60代女性は18.4%、50～60代の現在独身の女性は約半数が、離婚を経験している。

過去の離婚の経験（内閣府「令和4年度男女共同参画白書」）

①男性



②女性



既婚・
過去に離別・死別
の経験はない

既婚・
過去に死別
したことがある

既婚・
過去に離婚
したことがある

独身・
過去に離婚
したことがある

独身・
過去に死別
したことがある

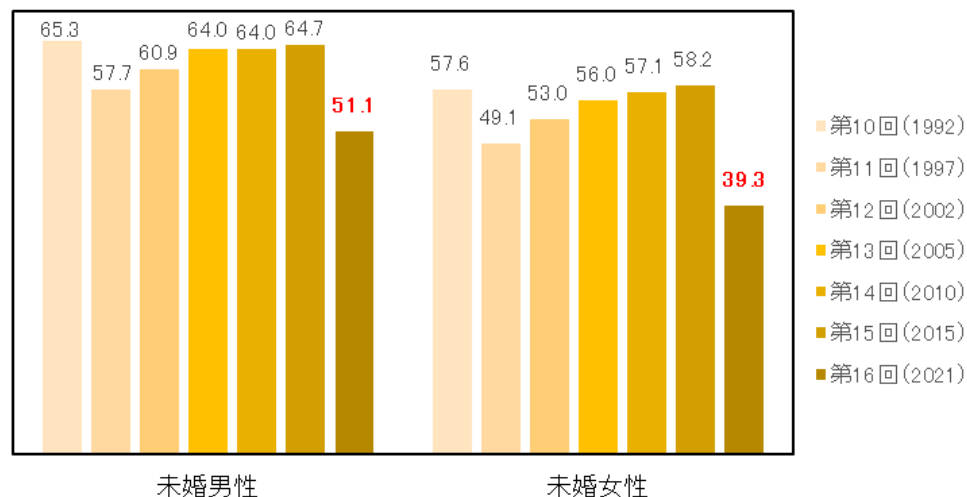
これまで一度も
結婚していた
ことはない

若者の意識の変化：結婚・家族に対する未婚者の意識

➤ 現在の未婚者（18～34歳）の結婚や家族に関する考え方は、親世代が若かった頃から大きく変化している。

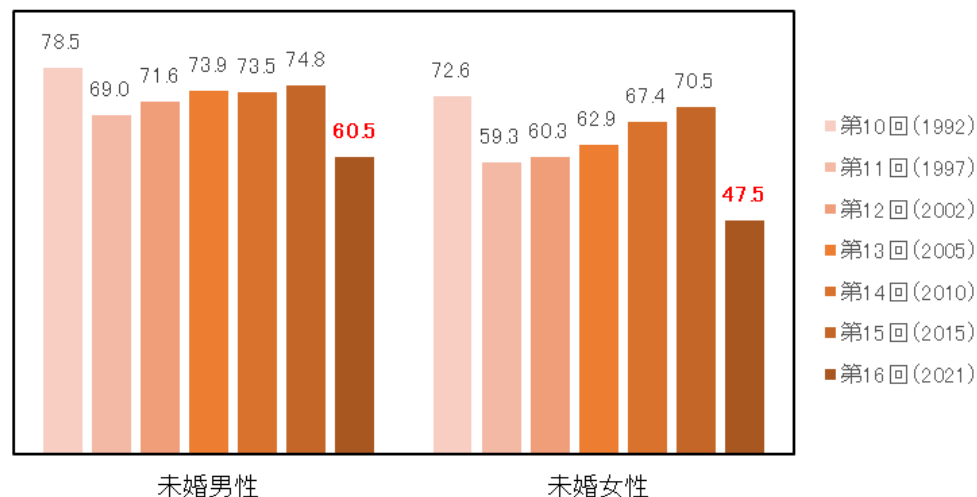
生涯独身よくない(賛成)

(生涯を独身で過ごすというのは、望ましい生き方ではない)



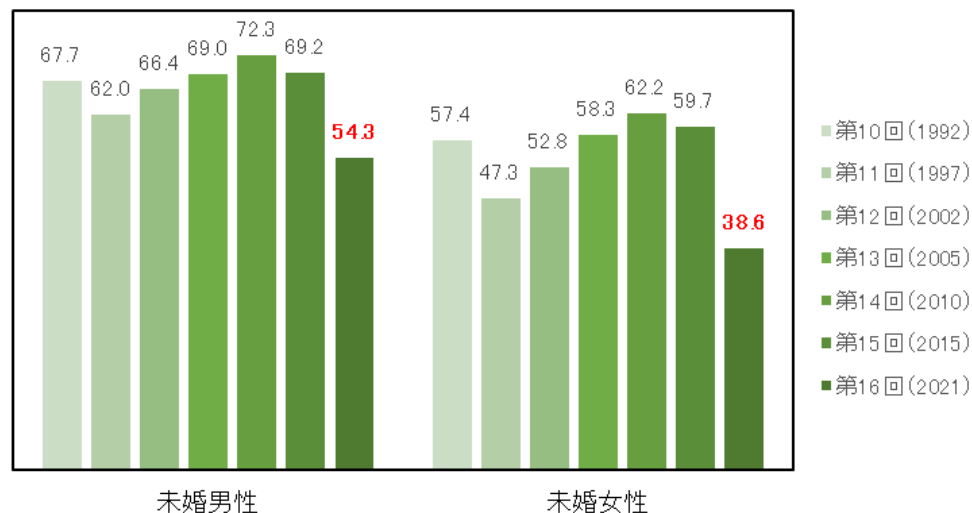
男女暮らすなら結婚(賛成)

(男女が一緒に暮らすなら結婚すべきである)



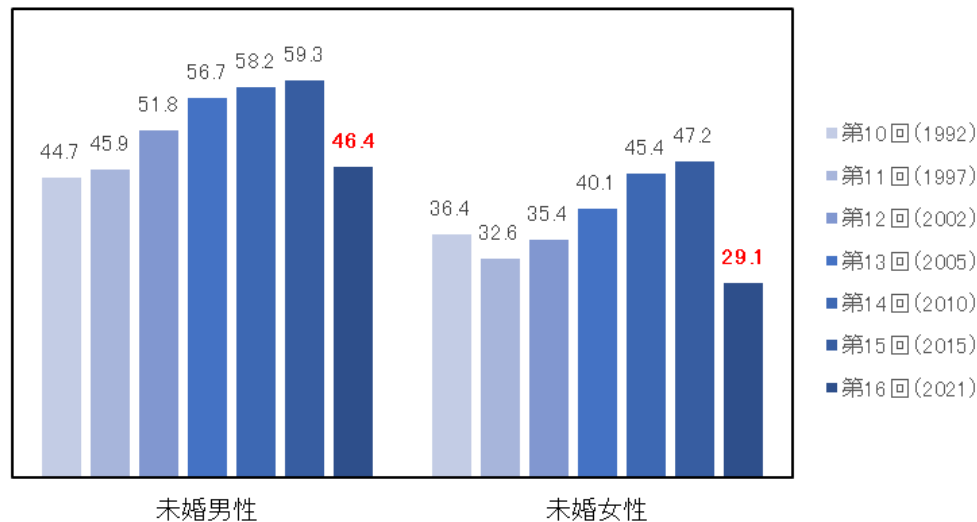
離婚避けるべき(賛成)

(いったん結婚したら、性格の不一致くらいで別れるべきではない)



結婚に犠牲当然(賛成)

(結婚したら、家庭のためには自分の個性や生き方を半分犠牲にするのは当然だ)



(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)により作成。

1. 地方からの女性の流出の現状

2. データでみる家族の姿の変化

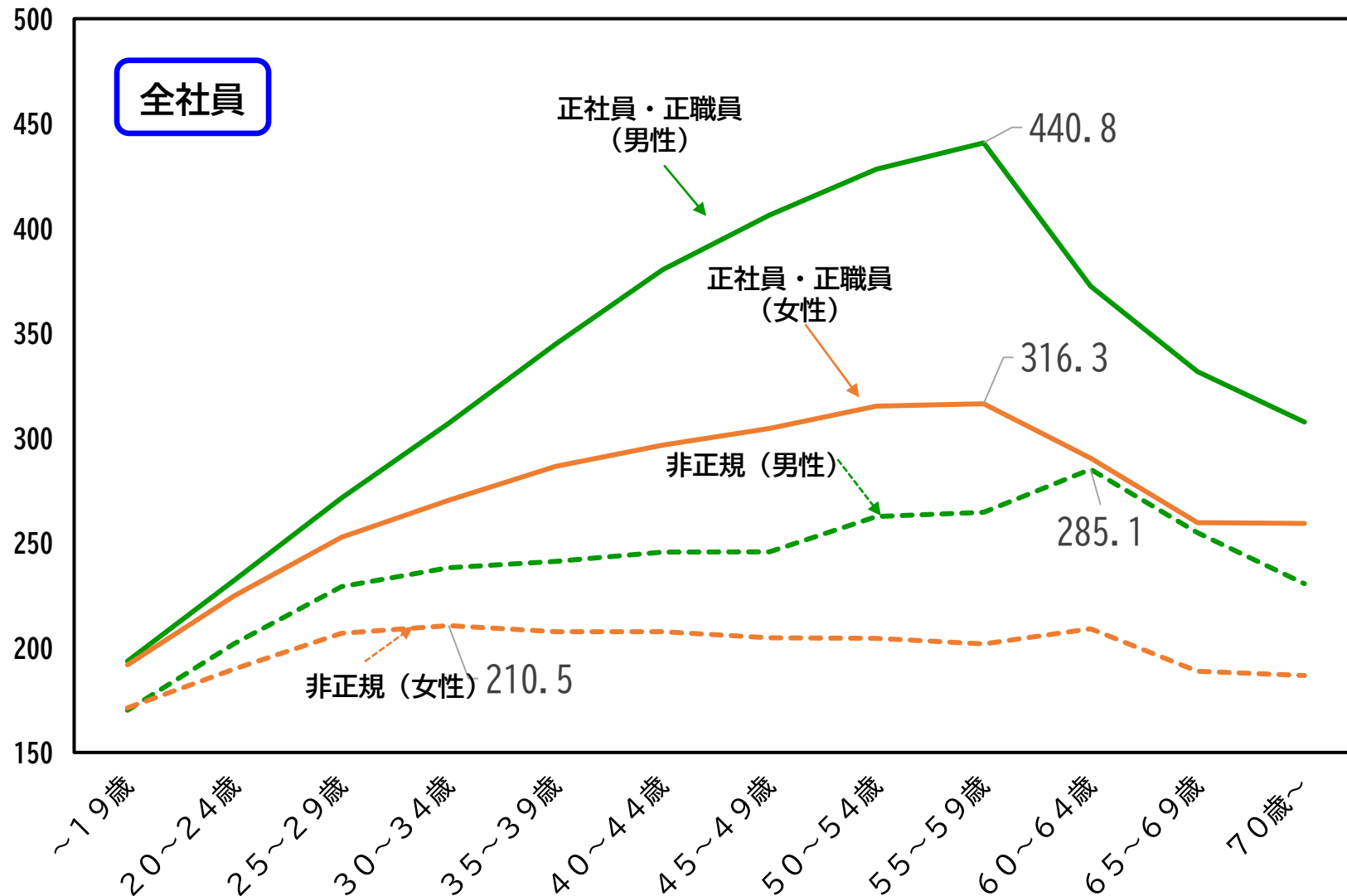
3. 非正規雇用からの正規転換

男女間の賃金格差①

- フルタイム労働者の所定内給与額は、男女別、雇用形態別で格差がある。

(千円/月額)

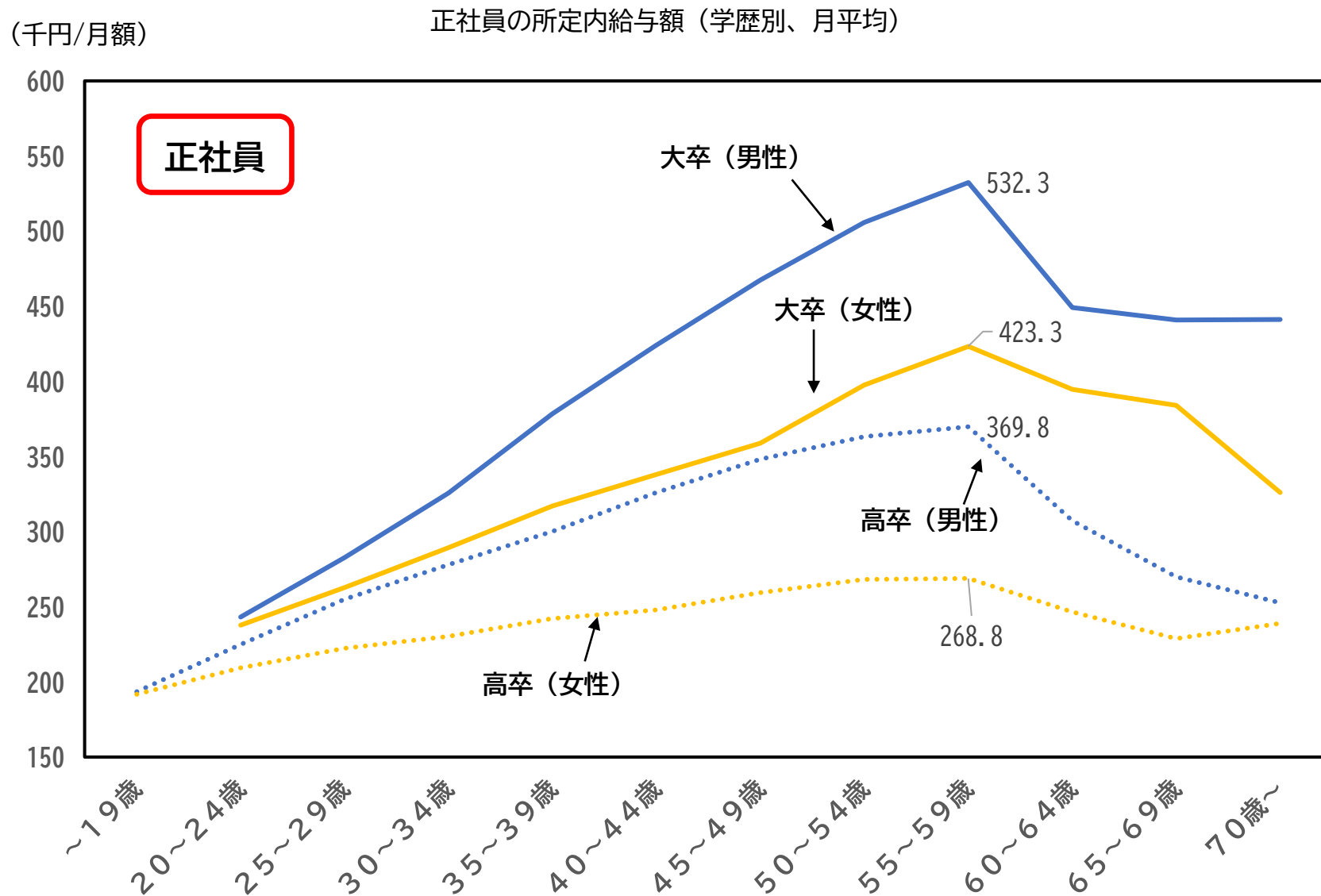
所定内給与額（雇用形態別・年齢別、月平均）



(備考) 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」により作成。

男女間の賃金格差②

- フルタイム労働者のうち、正規雇用の所定内給与額をみると、男女間格差がある。



男女間の賃金格差③

➤ 同じ職種でも、年齢や勤続年数、労働時間に大差がないにもかかわらず、男女間格差がある。

同じ職種で比べた男女間賃金格差

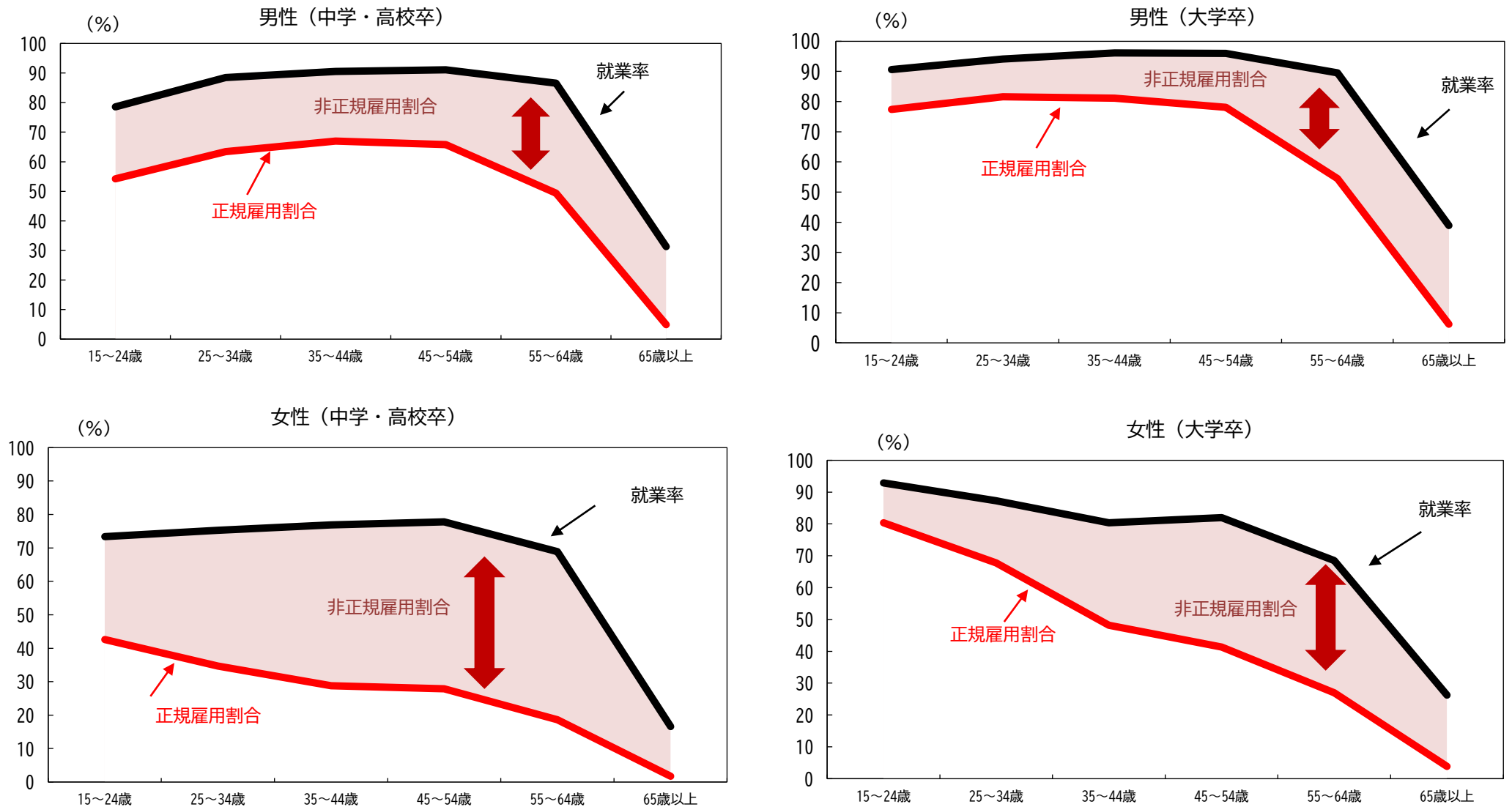
区 分	企業規模計（10人以上）							年収
	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	
	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	万円
保育士（男）	35.4	7.3	168	4	306.6	297.7	806.0	449
保育士（女）	38.1	8.6	167	3	268.9	262.0	705.5	393
公認会計士，税理士（男）	39.3	8.4	167	12	531.7	495.4	1437.8	782
公認会計士，税理士（女）	39.7	8.2	166	15	408.8	362.4	1207.2	611
会計事務従事者（男）	42.7	12.9	165	9	386.4	361.2	1238.1	587
会計事務従事者（女）	43.2	12.4	162	7	291.1	273.4	821.8	432
介護職員（医療・福祉施設等）（男）	41.8	8.2	165	5	282.4	264.8	621.4	401
介護職員（医療・福祉施設等）（女）	45.9	8.2	163	4	252.6	238.9	509.1	354
理容・美容師（男）	32.9	9.5	180	2	377.8	373.3	86.9	462
理容・美容師（女）	31.8	7.6	174	3	272.6	268.3	83.3	335

2022年から義務化された各企業の男女間賃金格差の開示を活用することが重要。
（女性活躍推進法に基づく開示義務：従業員301人以上企業、有価証券報告書における開示義務：上場企業）

労働市場における正規・非正規雇用の状況

- 男女の非正規雇用の割合を年齢別・学歴別にみると、男性は各年齢区分で大きな変化はないが、女性は年齢を重ねるごとに上昇傾向にある。また、高卒以下の女性については、30歳前半までの時点で、約半数が非正規雇用。

性別・学歴別の就業率と正規雇用割合（2023年）

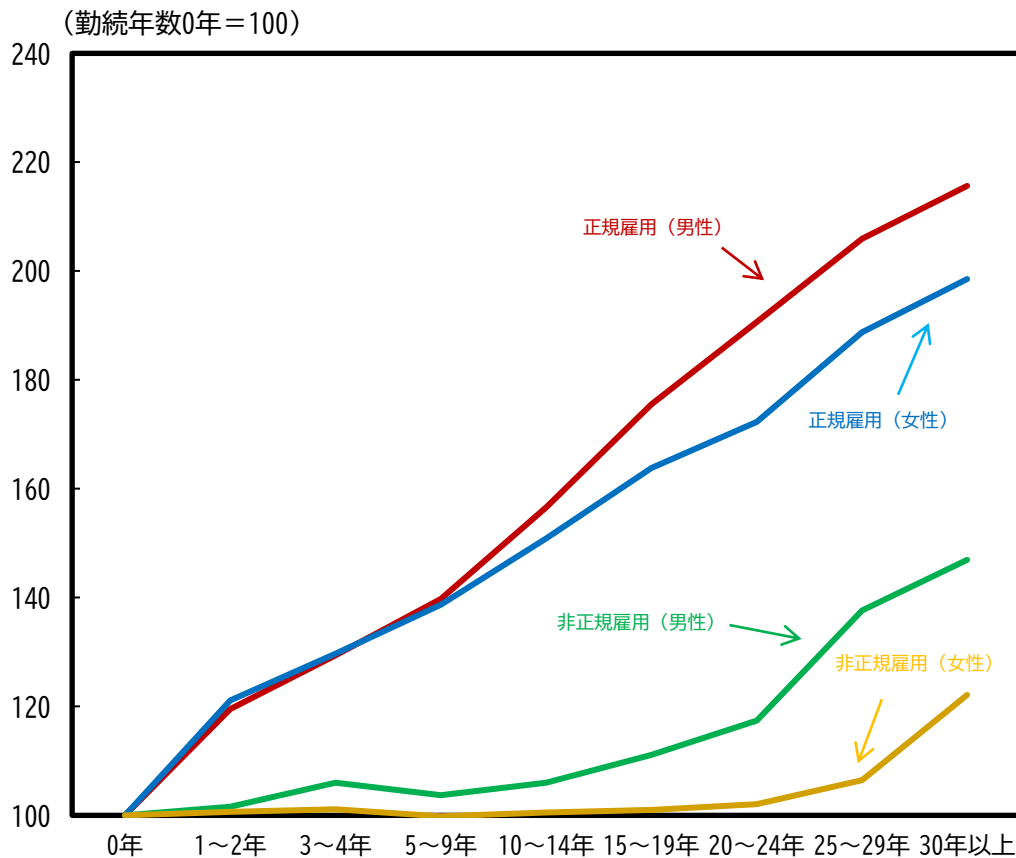


（備考）総務省「労働力調査」により作成。「中学・高校卒」は、教育区分「小学・中学・高校・旧中」の「卒業」を指す。

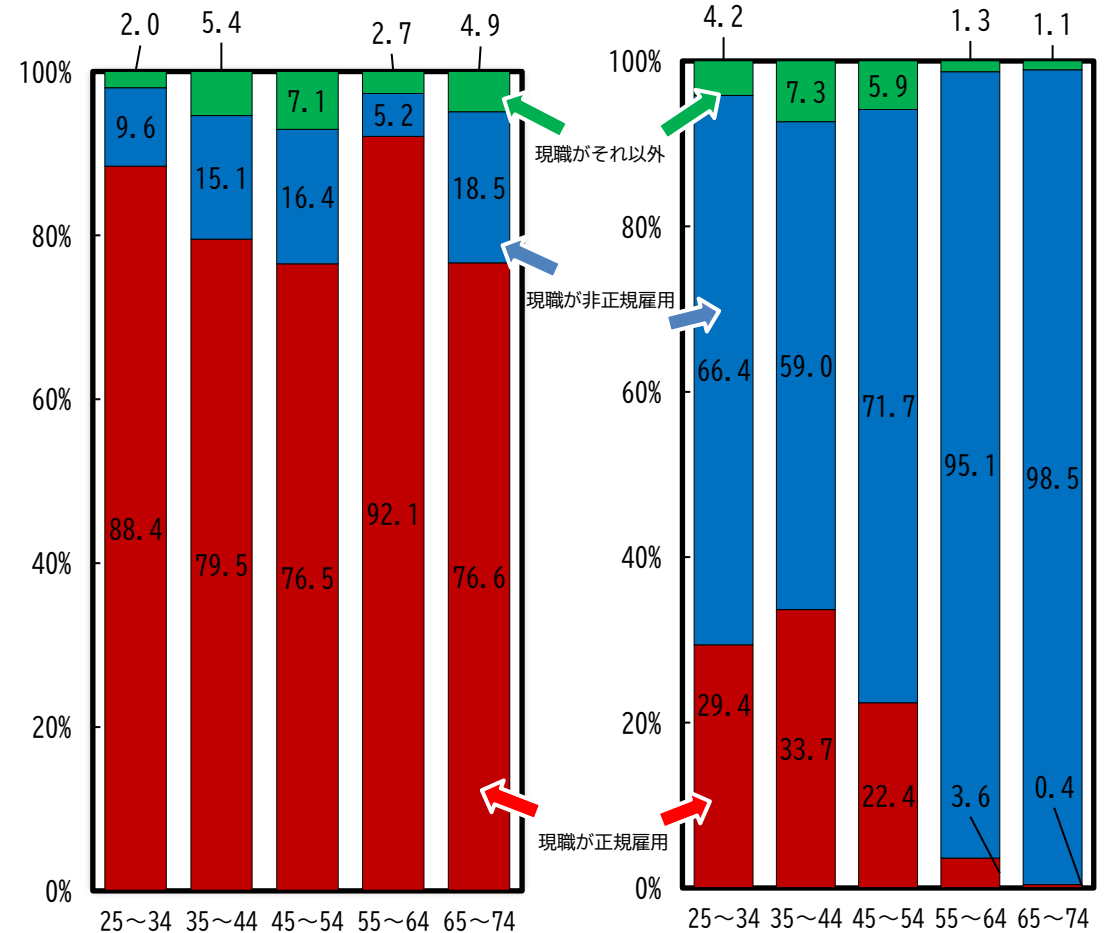
労働市場における正規・非正規雇用の状況

- 勤続年数別の賃金カーブをみると、女性の非正規雇用については勤続年数が長くなっても賃金がほとんど上昇しない（1図）。
- 初職と現職の関係を見ると、初職が正規雇用の場合は全年代で7割以上が正規、初職が非正規雇用の場合は全年代で約6割以上、45歳以上では7割以上が非正規に留まっており、初職の雇用形態がその後の雇用形態に大きく影響している（2図）。

1図 勤続年数別の正規・非正規雇用の賃金カーブ
(一般労働者(フルタイム))



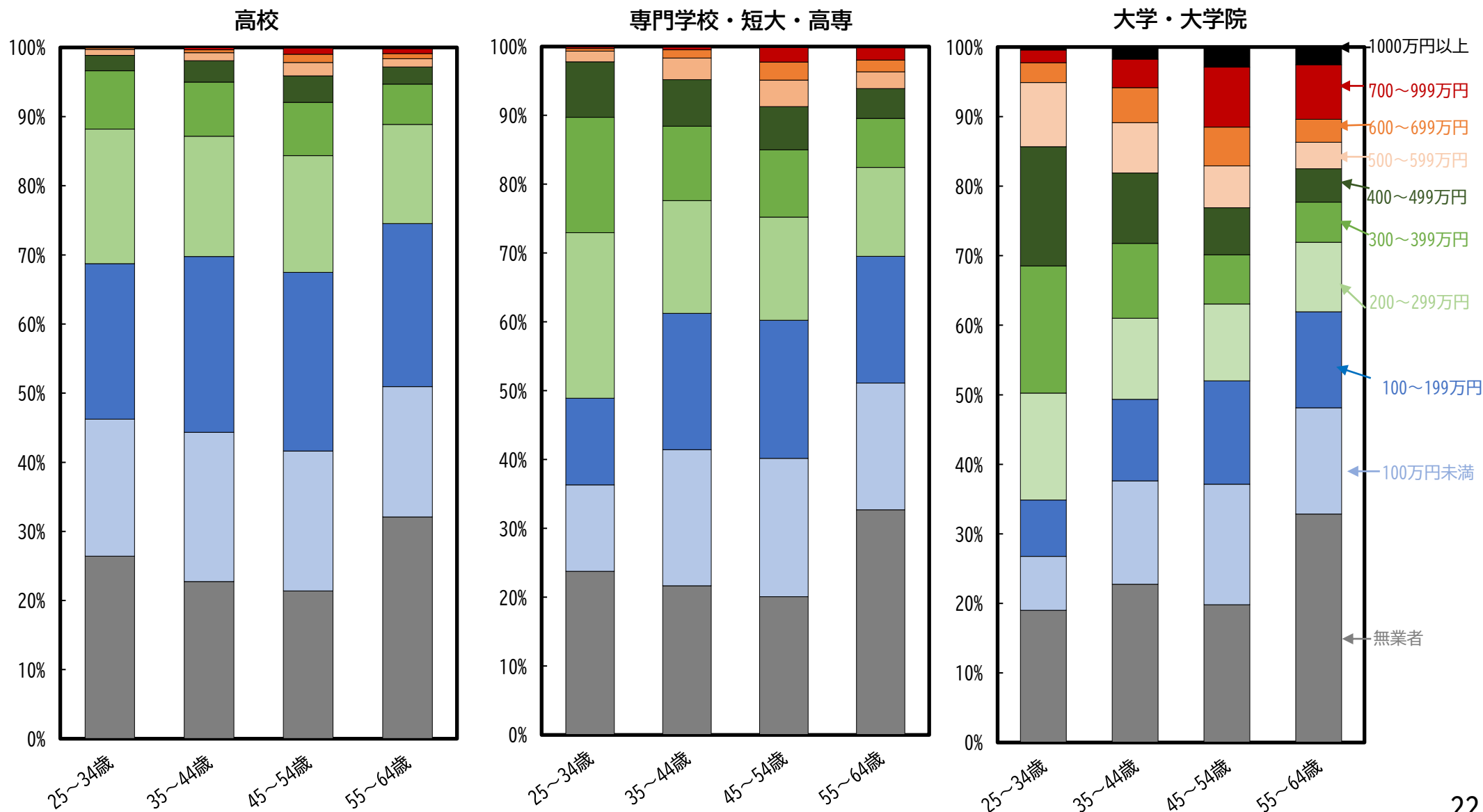
2図 初職と現職の関係
初職が正規雇用 初職が非正規雇用



(備考) 1図は、厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」により作成。正規雇用は「正社員・正社員計」、非正規雇用は「正社員・正社員以外計」を指す。(歳)
賃金は、所定内給与額×12+年間賞与その他特別給与額によって計算し、指数化。
2図は、総務省「令和4年就業調整基本調査」により作成。

結婚している女性（25～64歳）の最終学歴と所得（2022年）

- 高校卒業者の約7割、専門学校・短大・高専卒業者の約6割は、所得が200万円未満。
- 大学・大学院卒業者で所得が200万円未満の割合は、35歳以上で約5割。



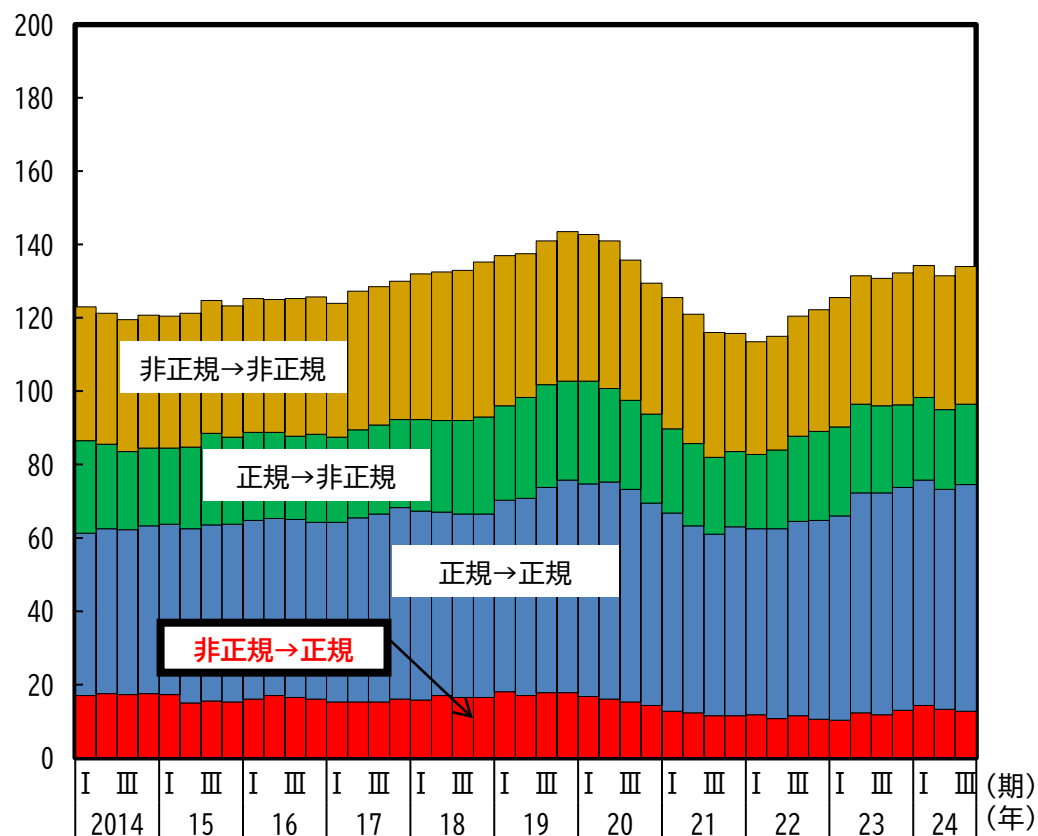
非正規雇用の正規転換の現状と効果

- 2020年代に入って以降、転職市場が拡大傾向にある中、男女ともに正規雇用間での転職は増加傾向にあるが、女性の非正規雇用から正規雇用への転職者数の水準は低く、横ばいの傾向。

男女別・雇用形態別転職者数

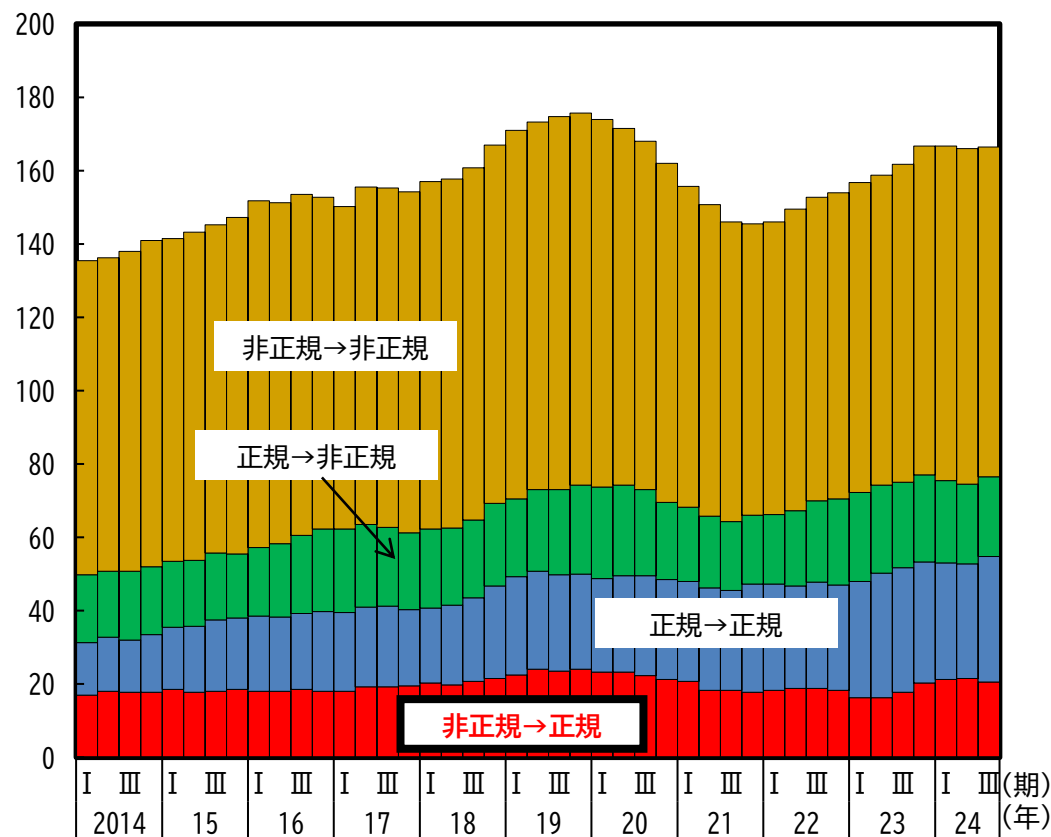
①男性

(万人、4期移動平均)



②女性

(万人、4期移動平均)

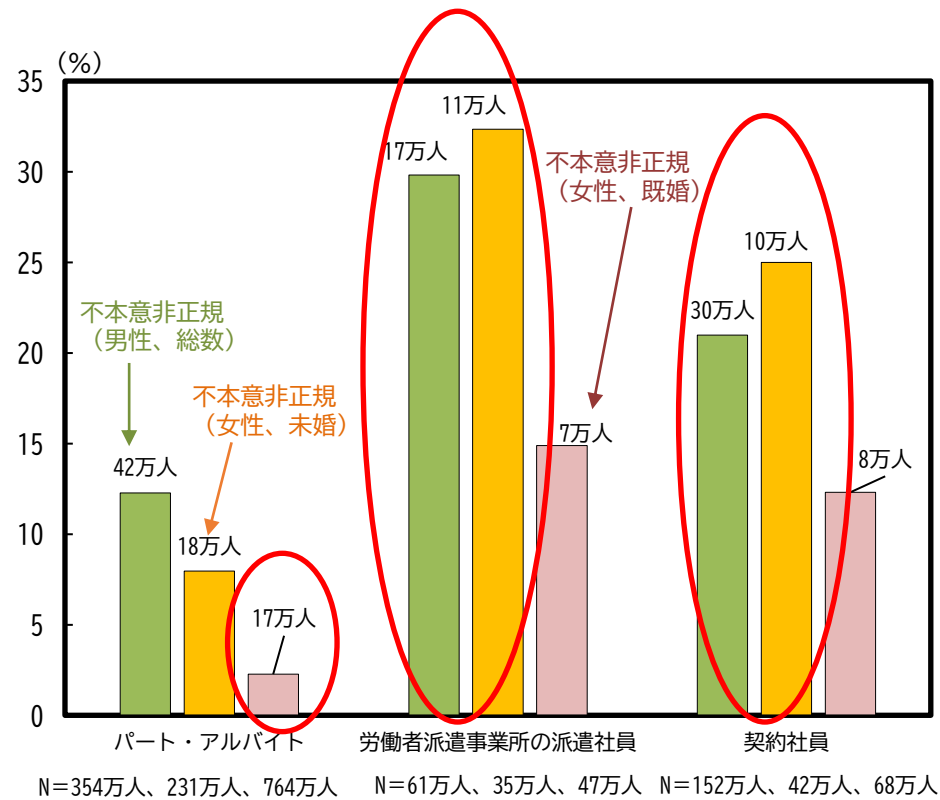


(備考) 総務省「労働力調査」により作成。各年各期において、過去1年以内に離職し、前職が正規（または非正規）雇用で現在が正規（または非正規）雇用である人数の後方4期移動平均の値について計算。

非正規雇用のうちパート・アルバイト、派遣社員、契約社員の特徴

- 非正規雇用の中でも、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員のそれぞれで特徴がみられる。
- 不本意非正規の割合については、パート・アルバイトでは割合が低く、特に既婚女性においては2%と非常に低い水準である。一方、派遣社員や契約社員については、不本意非正規の割合が相対的に高い（1図）。
- 女性のパート・アルバイトは同じ雇用形態に留まることが多いが、契約社員については正規雇用となる可能性がわずかながら相対的に高い（2図）。
- なお、雇用形態別にみた産業別雇用者割合をみると、女性のパート・アルバイトは卸小売や宿泊・飲食サービス業で多い（3図）。

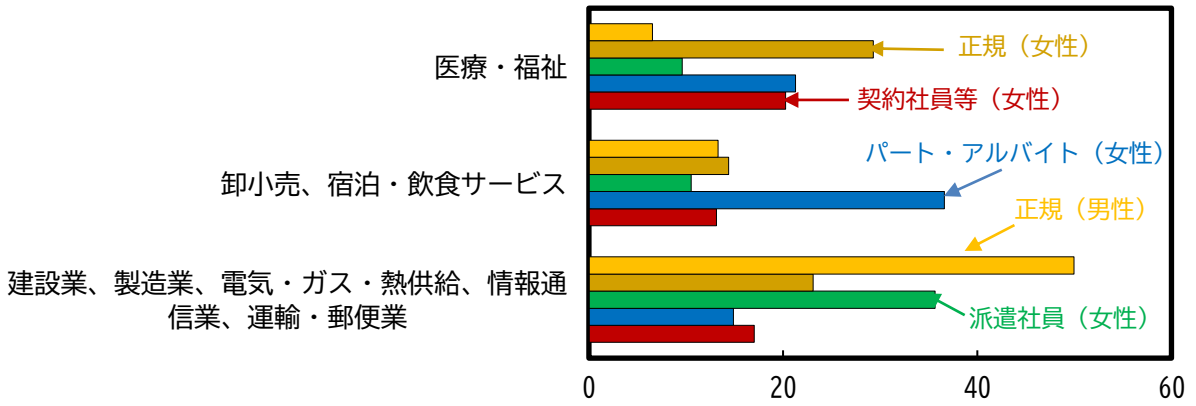
1図 就業形態の違いや婚姻状況別にみた不本意非正規の割合（2023年）



2図 前月から今月の雇用形態間の遷移確率（女性、35～54歳）

		今月					
		正規	パート・アルバイト	派遣社員	契約社員	完全失業者	非労働力人口
前月	正規	98	1	0	0	0	0
	パート・アルバイト	1	96	0	1	0	1
	派遣社員	2	4	86	5	2	1
	契約社員	6	6	2	85	0	0
	完全失業者	4	6	2	0	71	17
	非労働力人口	1	2	0	0	2	95

3図 雇用形態別にみた産業別雇用者割合

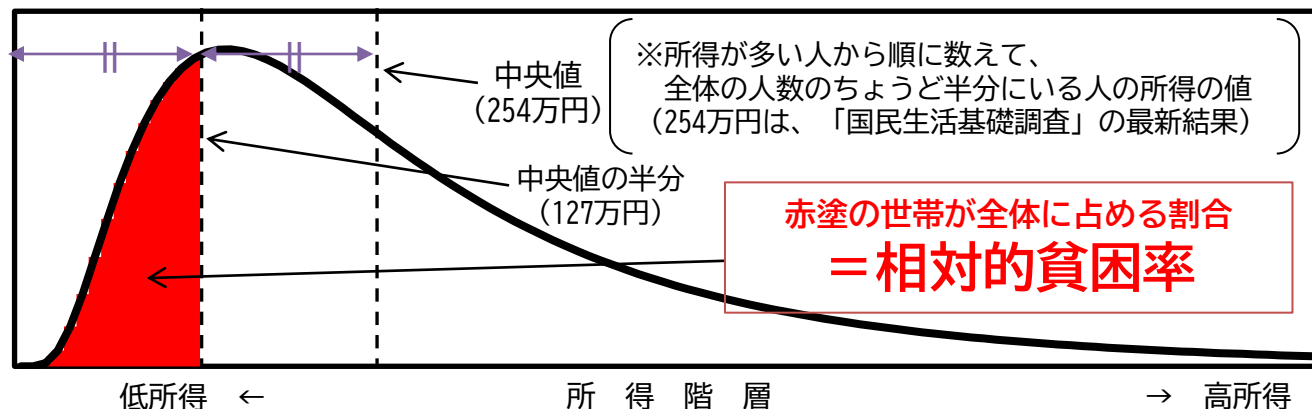


（備考） 1～3図は、総務省「労働力調査」により作成。
2図は、正規雇用、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員、完全失業者、非労働力人口間の移動に限定して計算。23年10月から24年9月までの1年間の平均。

相対的貧困率

- 貧困の動向を測る指標の1つが「相対的貧困率」（所得の中央値の半分以下の所得の世帯の割合）（1図）。
- 日本全体の相対的貧困率は、2012年をピークに、近年は改善傾向で推移（2図）。

1図 相対的貧困率の概念図



ここでいう「所得」とは、世帯の可処分所得を、世帯人員の平方根で割った「**等価可処分所得**」を指している。

(世帯人員ごとの世帯収入の例)

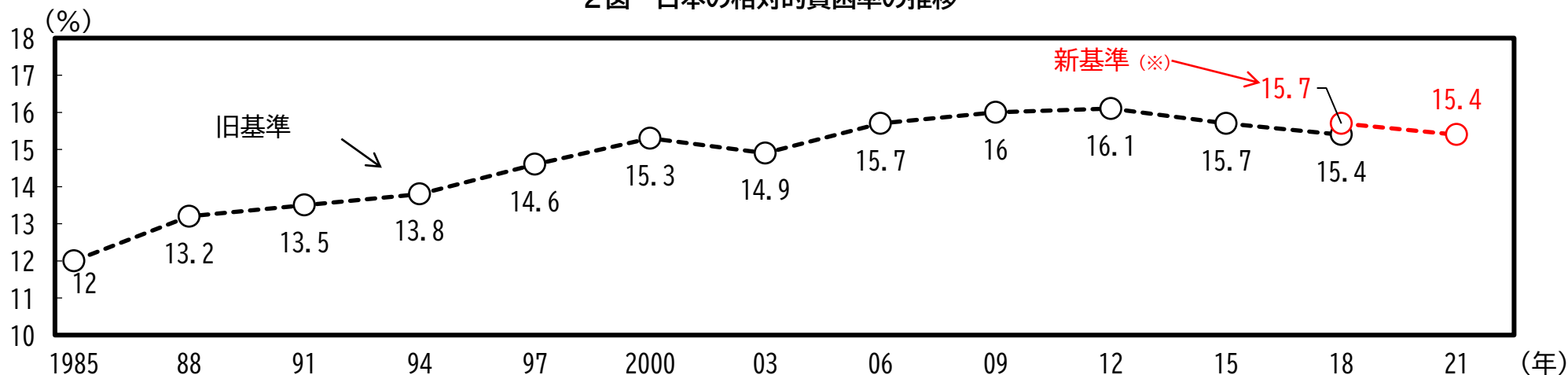
1人：127万円 $\times\sqrt{1}$ = 127万円

2人：127万円 $\times\sqrt{2}$ = 180万円

3人：127万円 $\times\sqrt{3}$ = 220万円

※ 世帯人員で割らないのは、生活水準を考えた場合、世帯人員が多い方が生活コストが割安になることを考慮したもの。

2図 日本の相対的貧困率の推移



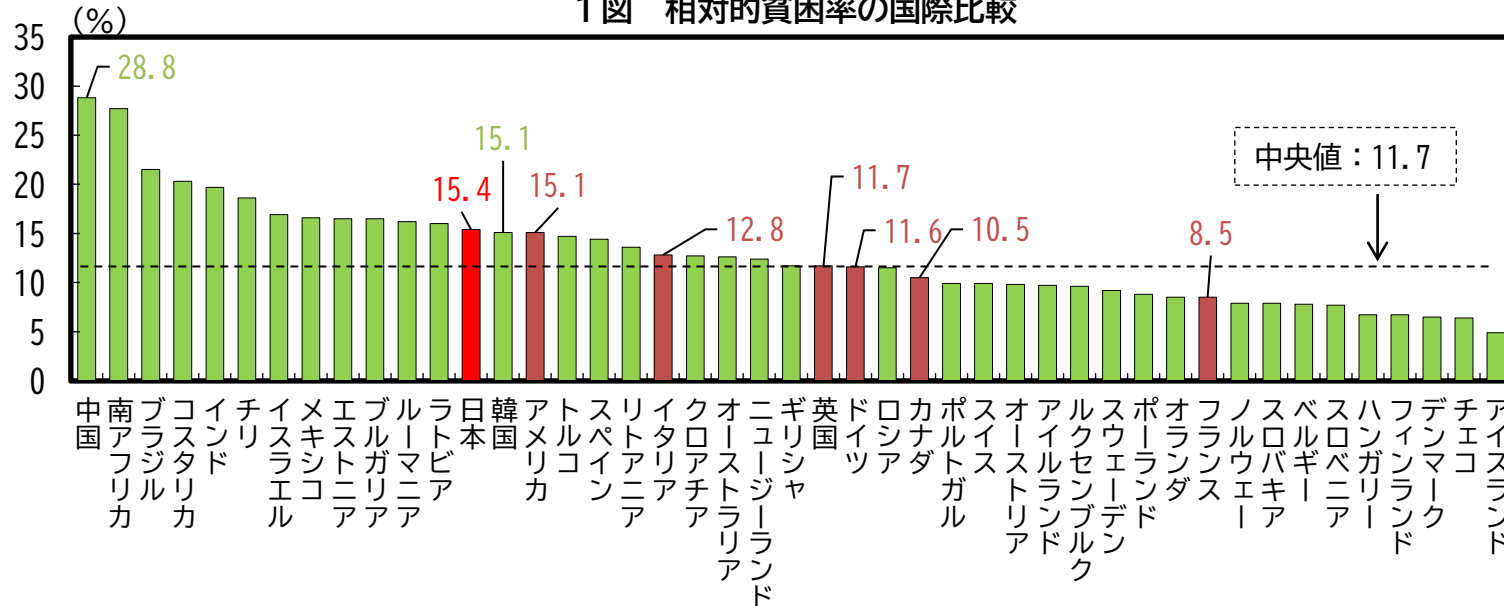
〔(※)「新基準」は、OECDが示す所得の定義変更を踏まえたもの。従来の可処分所得からさらに仕送り額などを除く。〕

(備考) 1図及び2図は、厚生労働省「国民生活基礎調査」により作成。相対的貧困率が公表されるのは3年に一度の「国民生活基礎調査（大規模調査）」。
このほか、相対的貧困率を測る他の統計として、総務省「全国家計構造調査」（5年に一度実施）もある。

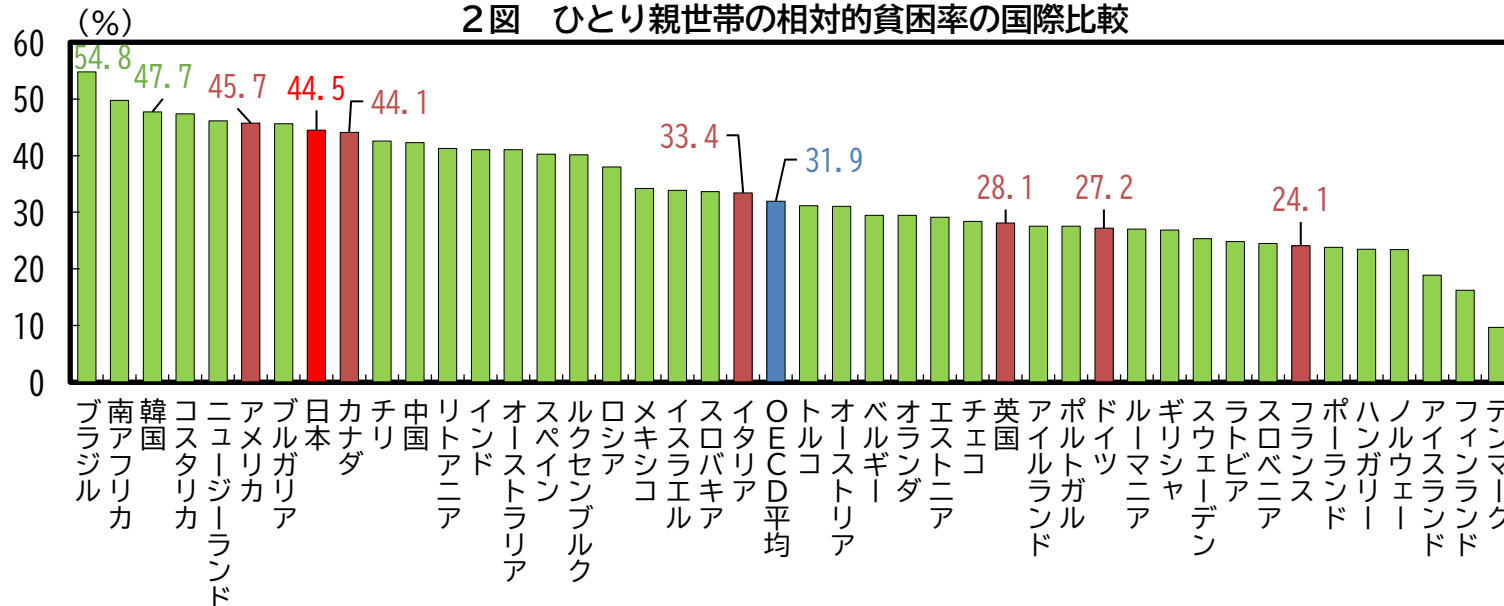
全世帯及びひとり親世帯の相対的貧困率

- 日本の相対的貧困率は15.4%。ひとり親世帯の相対的貧困率は44.5%、日本全体と比較して約3倍であり、国際的にみても高い水準。

1図 相対的貧困率の国際比較



2図 ひとり親世帯の相対的貧困率の国際比較

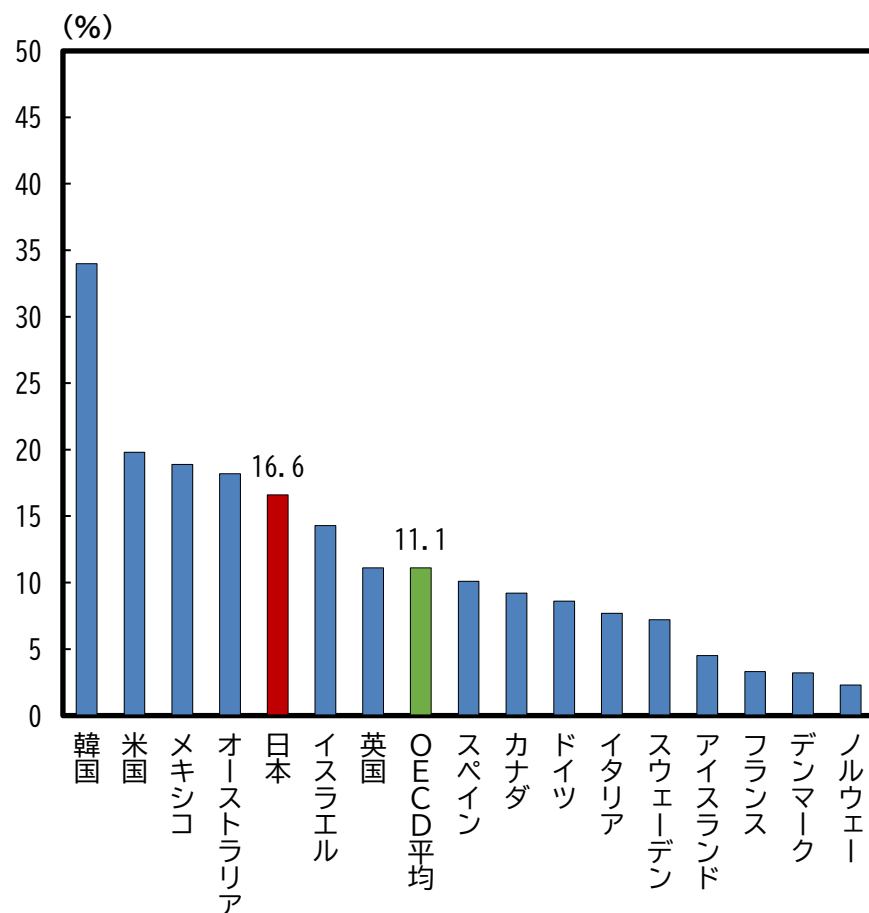


高齢者の相対的貧困率（男女別）の国際比較

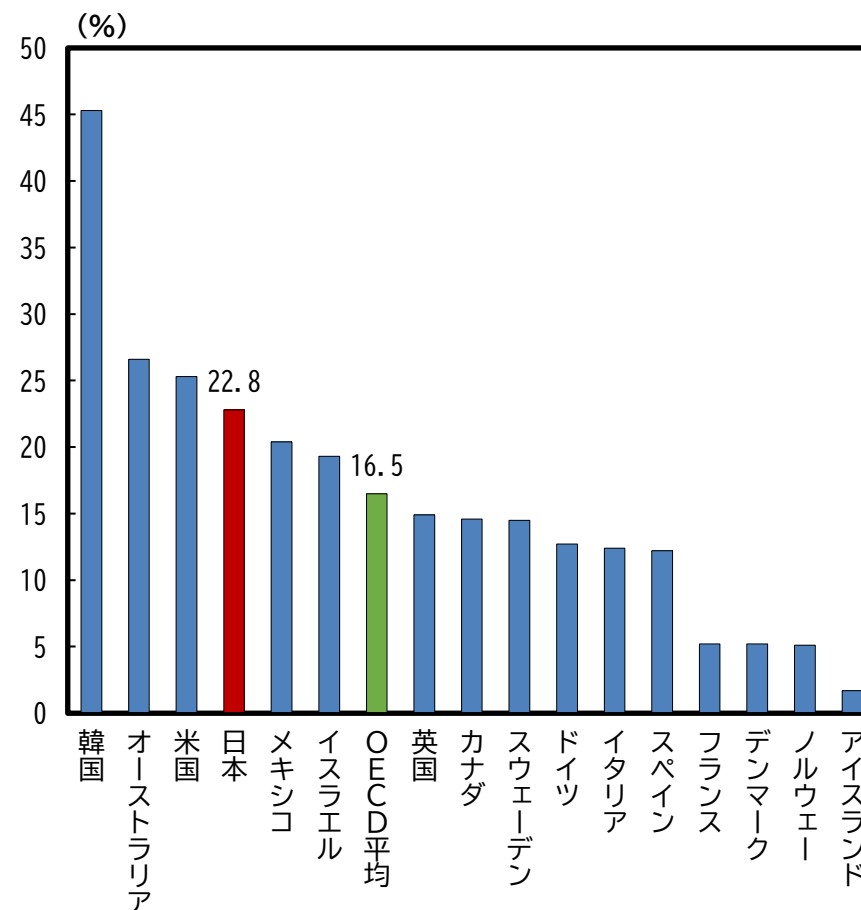
- 国際的にみると、高齢者（66歳以上）の相対的貧困率は、女性の方が男性よりも高い水準にある。
- 日本の高齢者の相対的貧困率は、女性が22.8%、男性が16.6%と、いずれもOECD平均を上回る。

高齢者の相対的貧困率

①男性



②女性

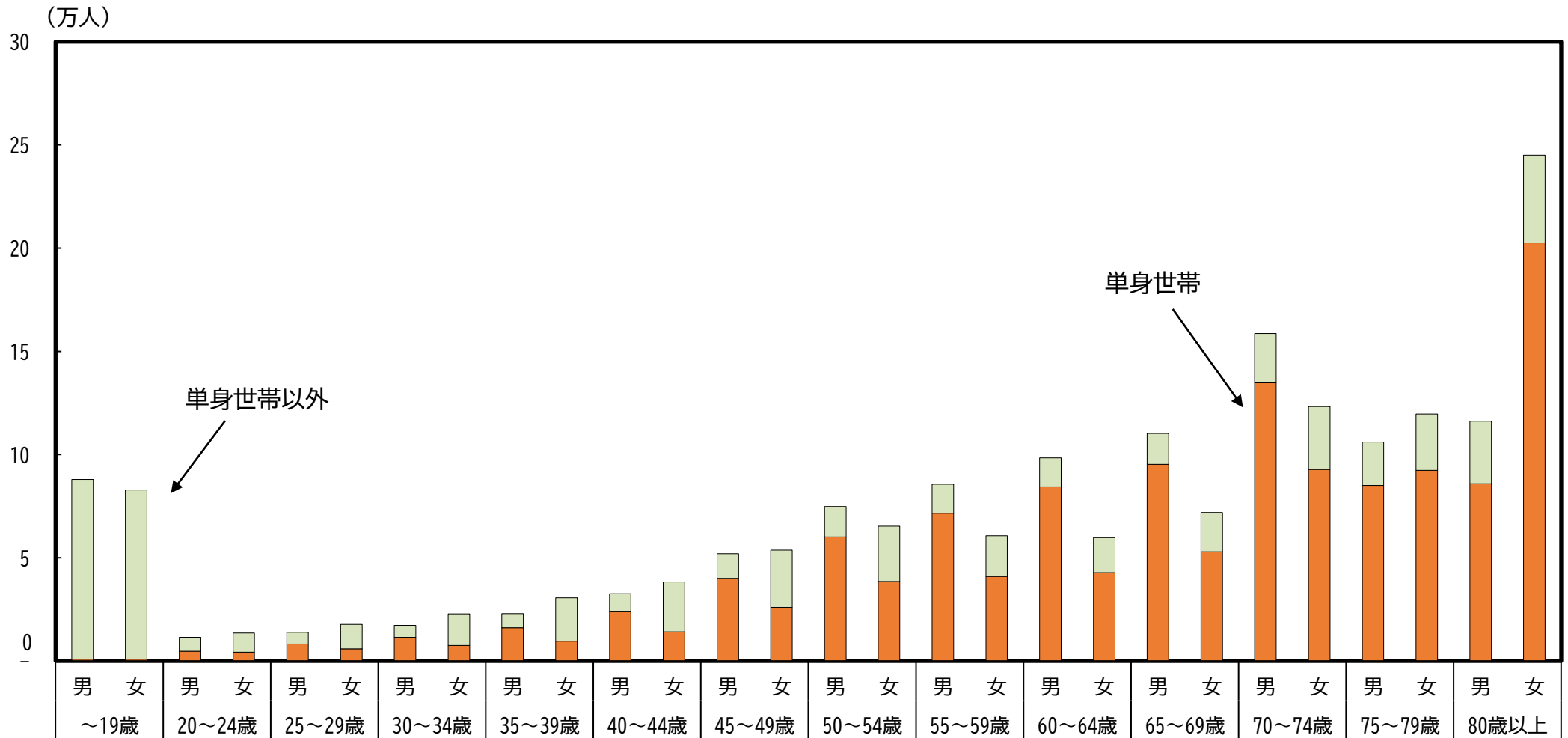


（備考）「男女共同参画白書 令和6年版」により作成。日本については厚生労働省「国民生活基礎調査」、日本以外の国は、OECD “Pensions at a Glance 2023” により作成。日本の高齢者は65歳以上。貧困率の定義は、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合。基本的に令和2（2020）年の数値であるが、アイスランドは平成29年（2017）年、デンマーク、フランス、ドイツは令和元（2019）年、日本、ノルウェー、スウェーデン、米国は令和3（2021）年。

生活保護受給者・世帯の現状

- 生活保護受給者（2022年度）は、全体で199万人。年齢階層が高くなるほど増加傾向にあり、80歳以上の女性が最も多く、12.3%。また、全受給者のうち、約7割が単身世帯となっている。

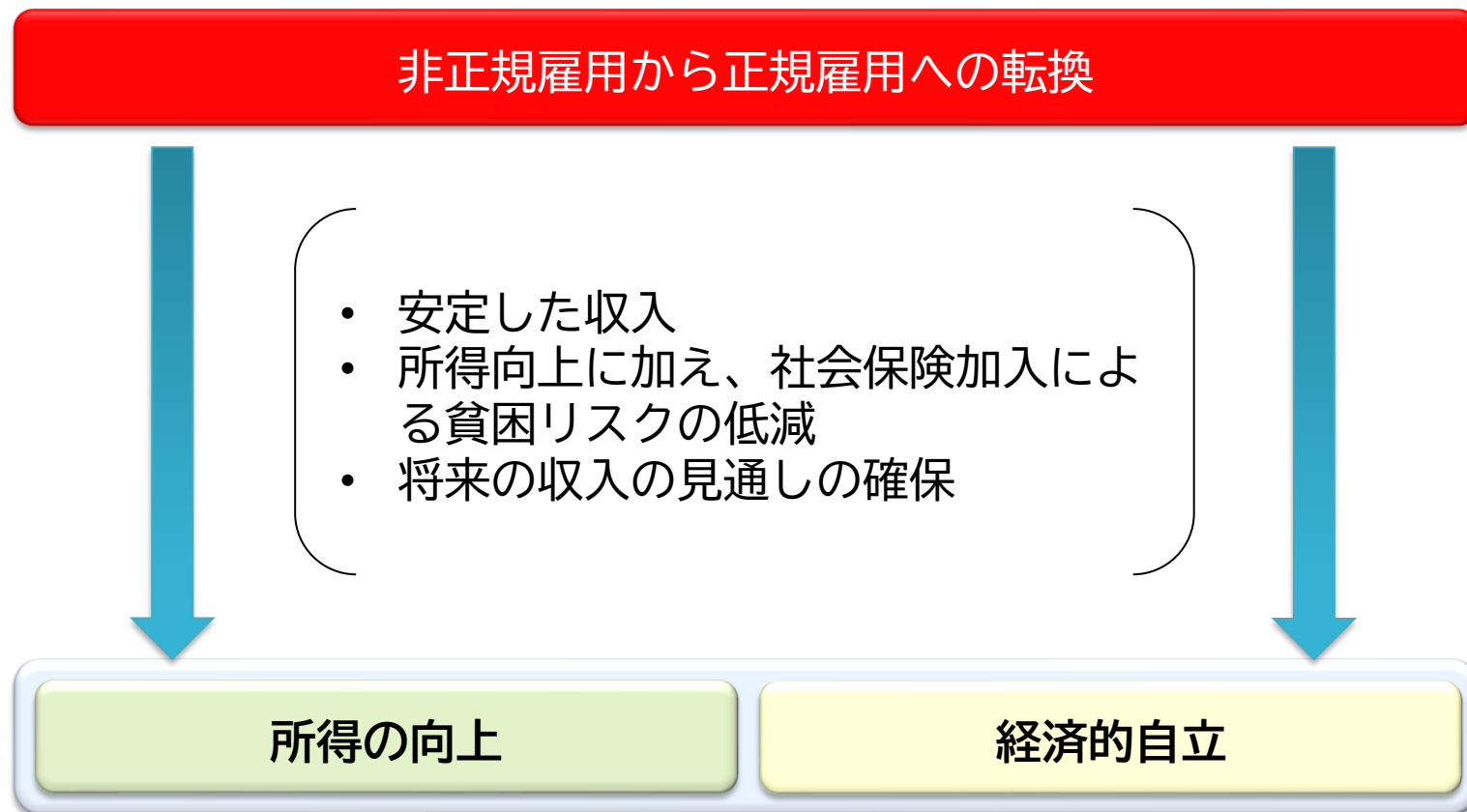
生活保護受給者（男女別・年齢別・2022年度）



女性の非正規雇用の正規転換による効果

- 世帯構成や若者の意識が大きく変化し、多様な姿が存在。こうした中、女性高齢者・ひとり親世帯の相対的貧困率の高さや生活保護受給者の現状を踏まえると、女性の所得向上・経済的自立が重要な課題。
- 非正規雇用については、正規雇用に比べて賃金水準が低く、正規転換も伸び悩んでいる。非正規雇用の正規化は、①安定的な収入、②社会保険加入による将来を含む貧困リスクの低減、③将来の収入の見通しの確保に資するものであり、希望する非正規雇用者が正規に転換しやすい環境を作っていく必要。

非正規雇用から正規雇用への転換による効果（イメージ）

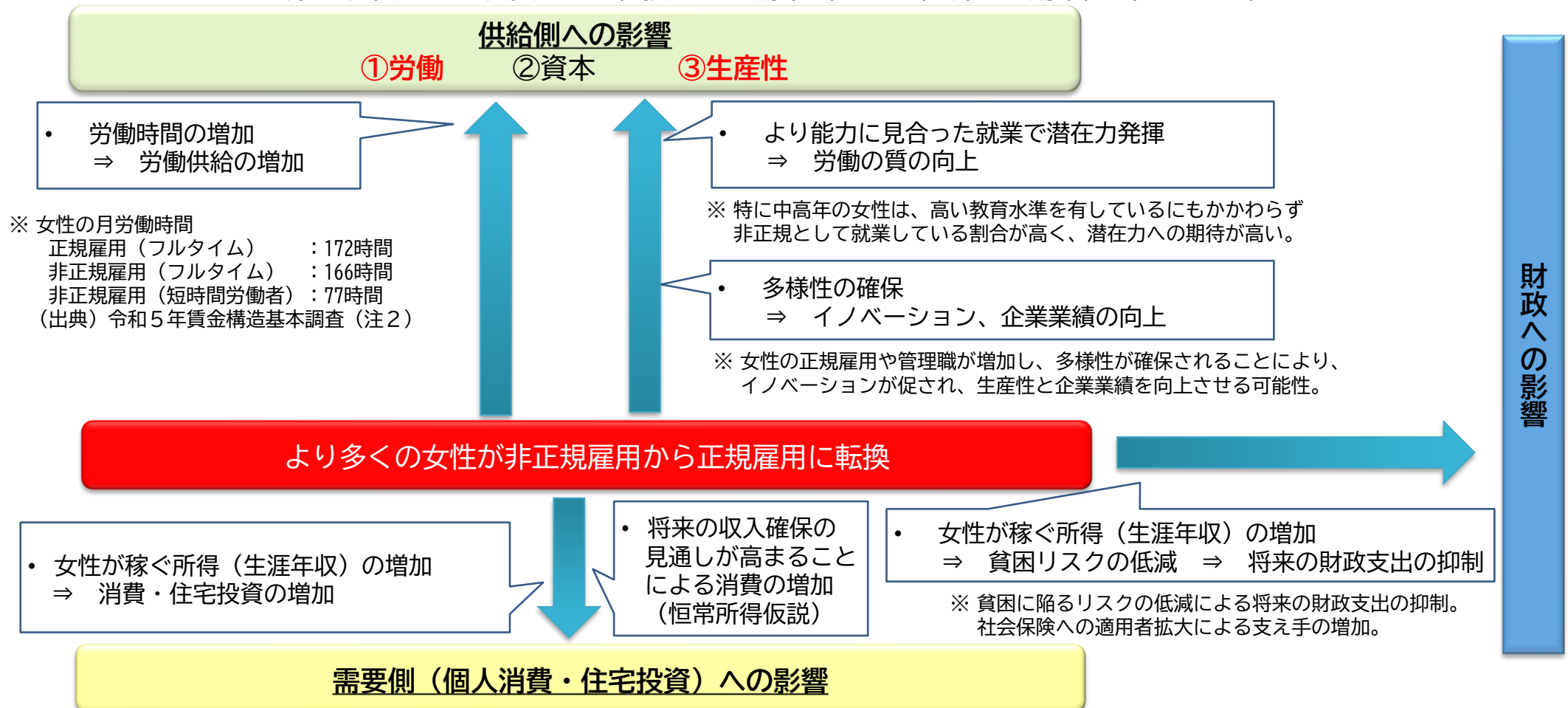


（備考）本スライドは女性の非正規雇用から正規雇用への転換の効果を示したイメージであり、想定されるパス等を含め、すべての効果を網羅的に示したものではない点には留意が必要。

女性の非正規雇用の正規転換による効果（マクロ経済への効果）

- 女性の非正規雇用の正規転換についてのマクロ経済的な効果をみると、供給面では、労働時間の増加に伴う労働供給の押上げ、より能力に見合った就業や多様性の確保による生産性の向上、需要面では、賃金上昇により女性の稼得する所得が増加し、消費及び住宅投資の増加が期待される。とりわけ、正規転換により将来にわたる収入の見通しが立てやすくなることにより、消費が活発になる可能性がある（恒常所得仮説（注1））。また、財政面でも、貧困に陥るリスクの低減を通じた将来の歳出の抑制や、社会保障の支え手の増加が期待される。

非正規雇用の正規雇用への転換による効果（マクロ経済への効果）（イメージ）



（備考）令和5年経済財政白書、高村静（2016年）「企業における多様な人材の活用：女性人材・外国人材に着目して」RIETI Discussion Paper Series、山口晃（2022年）「女性役員比率の労働生産性へ与える効果及びイノベーション実現との関係」NISTEP DISCUSSION PAPERを参考に作成。本スライドは女性の非正規雇用から正規雇用への転換の効果を示したイメージであり、想定されるパス等を含め、すべての効果を網羅的に示したものではない点には留意が必要。

（注1）恒常所得仮説とは、消費は、一時的な可処分所得の変動ではなく、生涯を通じた所得見通しの変化に影響されるという考え。

（注2）月間労働時間の計算方法は、フルタイムは「所定内実労働時間数」と「超過実労働時間数」の合計で、短時間労働者は「実労働日数」と「1日当たり所定内実労働時間数」の積。正規雇用（フルタイム）の所定内実労働時間数は164時間、非正規雇用（フルタイム）の所定内実労働時間数は159時間。